

日立市原子力災害広域避難計画

添付資料

日立市原子力災害広域避難計画 添付資料 目次

資料 1	地区別避難先・避難経路等一覧	1
資料 2	緊急時活動レベル（EAL）一覧	25
資料 3	一時集合場所運営マニュアル	29
資料 4	安定ヨウ素剤緊急配布マニュアル	39
資料 5	避難先現地本部運営マニュアル	55
資料 6	緊急事態区分別広報文（例）	61
資料 7	緊急事態区分に応じた指示等一覧	67
資料 8	事故情報等連絡先一覧	69
資料 9	広域避難情報収集先一覧	77
資料 10	避難退域時検査場所候補地一覧	79
資料 11	放射線防護施設一覧	81
資料 12	原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定書	83

地区別避難先・避難経路等一覧

坂下 (PAZ)

1 避難の方法

(1) 各緊急事態区分に対応する防護措置を実施する。

緊急事態区分	防護措置
警戒事態	施設敷地緊急事態要避難者 ¹ の広域避難準備
施設敷地緊急事態	施設敷地緊急事態要避難者の広域避難開始 住民の広域避難準備
全面緊急事態	住民の広域避難開始

(2) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。

(3) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

(1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。

(2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
坂下	坂本小学校	日立市南高野町 3-21-1
	久慈川日立南交流センター	日立市大和田町 2208 番地

3 バス必要台数 (想定：平日昼間)

延べ 44 台²

4 避難先及び避難中継所

(1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。

(2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県いわき市	中央台公民館	福島県いわき市中央台飯野四丁目 5-1	電話 0246-28-6800

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難所の指定は、避難中継所で受ける。

避難所数	総収容人数
66 か所	10,593 人

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

主要避難経路	国道 6 号又は国道 293 号→常磐道 (日立南太田 IC) →常磐道 (いわき中央 IC) →国道 49 号→国道 6 号→県道 26 号→県道 378 号
代替避難経路 1	国道 6 号又は国道 293 号→国道 349 号→国道 49 号→国道 6 号→県道 26 号→県道 378 号
代替避難経路 2	国道 245 号→国道 6 号→県道 48 号→県道 26 号→県道 378 号
代替避難経路 3	県道 61 号→国道 6 号→県道 10 号→県道 20 号→県道 48 号→県道 26 号→県道 378 号

¹ 【施設敷地緊急事態要避難者】 PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者 (高齢者、障害者、傷病者等) のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

² 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率 (20%) を乗じ、大型バス乗車定員 (45 人) で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

久慈 (PAZ)

1 避難の方法

(1) 各緊急事態区分に対応する防護措置を実施する。

緊急事態区分	防護措置
警戒事態	施設敷地緊急事態要避難者 ³ の広域避難準備
施設敷地緊急事態	施設敷地緊急事態要避難者の広域避難開始 住民の広域避難準備
全面緊急事態	住民の広域避難開始

(2) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。

(3) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

(1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。

(2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
久慈	久慈小学校	日立市久慈町 1-23-1

3 バス必要台数 (想定：平日昼間)

延べ34台⁴

4 避難先及び避難中継所

(1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。

(2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県いわき市	平体育館	福島県いわき市平字正内町 6-1	電話 0246-23-1499
(福島県小野町)	小野町町民体育館	福島県小野町小野新町字美売 65-1	電話 0247-72-2518

※ () 内で示す市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
66 か所 (7 か所)	6,000 人 (1,846 人)

※ () 内は、福島県小野町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

主要避難経路	国道 6 号→常磐道 (日立南太田 IC) →常磐道 (いわき中央 IC) →国道 49 号→いわき市道内郷平線→県道 26 号
代替避難経路 1	国道 293→国道 349 号→国道 49 号→いわき市道内郷平線→県道 26 号
代替避難経路 2	国道 245 号→国道 6 号→県道 26 号
代替避難経路 3	県道 254 号→県道 61 号→国道 6 号→県道 10 号→県道 20 号

³ 【施設敷地緊急事態要避難者】 PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者 (高齢者、障害者、傷病者等) のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

⁴ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率 (20%) を乗じ、大型バス乗車定員 (45 人) で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

大みか (PAZ)

1 避難の方法

- (1) 各緊急事態区分に対応する防護措置を実施する。

緊急事態区分	防護措置
警戒事態	施設敷地緊急事態要避難者 ⁵ の広域避難準備
施設敷地緊急事態	施設敷地緊急事態要避難者の広域避難開始 住民の広域避難準備
全面緊急事態	住民の広域避難開始

- (2) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (3) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
大みか	大みか小学校	日立市大みか町 3-19-15

3 バス必要台数 (想定：平日昼間)

延べ 27 台⁶

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県田村市	田村市総合体育館	福島県田村市船引町船引字遠表 400	電話 0247-82-0039

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
47 か所	6,201 人

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

主要避難経路	国道 6 号→常磐道 (日立南太田 IC 又は日立中央 IC) →磐越道 (船引三春 IC) →国道 288 号
代替避難経路 1	国道 6 号→国道 293 号→国道 349 号→国道 288 号
代替避難経路 2	国道 245 号→国道 6 号→県道 26 号→国道 399 号→国道 288 号
代替避難経路 3	県道 254 号→県道 61 号→国道 6 号→県道 10 号→県道 20 号→いわき市内郷平線→国道 49 号→ 県道 66 号→県道 41 号→県道 19 号→県道 113 号

⁵ 【施設敷地緊急事態要避難者】 PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者 (高齢者、障害者、傷病者等) のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

⁶ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率 (20%) を乗じ、大型バス乗車定員 (45 人) で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

大沼 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

	空間放射線量	防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行くとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
大沼	大沼小学校	日立市東大沼町 2-1-8

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ50台⁷

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県須賀川市	円谷幸吉メモリアルアリーナ	福島県須賀川市牛袋町 5	電話 0248-76-8111

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難所の指定は、避難中継所で受ける。

避難所数	総収容人数
61 か所	13,764 人

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道 245 号→常磐道（日立北 IC）→磐越道（小野 IC）→県道 13 号→国道 49 号→県道 293 号
代替避難経路 1	国道 6 号→県道 36 号→国道 349 号→国道 118 号→県道 44 号→国道 4 号
代替避難経路 2	国道 245 号→国道 6 号→国道 49 号→県道 293 号
代替避難経路 3	国道 245 号→国道 6 号→県道 10 号→国道 289 号→国道 349 号→県道 14 号→国道 118 号→県道 67 号

⁷ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

塙山 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
塙山	塙山小学校	日立市金沢町2-14-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ29台⁸

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県本宮市	本宮市総合体育館	福島県本宮市高木黒作1	電話 0243-34-2131

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
40 か所	7,967 人

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号→常磐道（日立中央IC）→磐越道→東北道（本宮IC）→国道4号→県道8号→県道73号
代替避難経路1	県道37号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道8号→県道73号
代替避難経路2	国道245号→国道6号→県道56号→県道20号→国道49号→県道40号→県道28号
代替避難経路3	国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→県道141号→郡山東部広域農道→県道28号

⁸ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

河原子 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

	空間放射線量	防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行くとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
河原子	河原子小学校	日立市河原子町4-3-4

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ21台⁹

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県三春町	三春町民体育館	福島県三春町大字貝山字泉沢100	電話 0247-62-6212
(福島県郡山市)	郡山市カルチャーパーク	福島県郡山市安積町成田字東丸山61	電話 024-947-1600

※（ ）内で示す市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
19か所 (207か所)	4,040人 (45,387人)

※（ ）内は、福島県郡山市の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道245号→常磐道（日立北IC）→磐越道（船引三春IC）→国道288号
代替避難経路1	国道6号→県道36号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道54号→国道288号
代替避難経路2	国道245号→国道6号→国道49号→県道40号→国道288号
代替避難経路3	国道245号→国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→県道141号→郡山東部広域農道→県道54号→国道288号

⁹ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

水木 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
水木	水木小学校	日立市水木町1-6-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ39台¹⁰

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県郡山市	郡山市カルチャーパーク	福島県郡山市安積町成田字東丸山61	電話 024-947-1600
(福島県大玉村)	大玉村農村環境改善センター	福島県安達郡大玉村玉井字西庵183	電話 0243-48-3139

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
207か所（13か所）	45,387人（1,826人）

※（ ）内は、福島県大玉村の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は245号→常磐道（日立中央IC又は日立北IC）→磐越道→東北道（郡山南IC）→県道47号
代替避難経路1	国道6号→国道37号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道47号
代替避難経路2	国道245号→国道6号→国道49号→市道笹川大善寺線→県道47号
代替避難経路3	国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→県道47号

¹⁰ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

金 沢 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
金沢	金沢小学校	日立市金沢町 5-2-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ33台¹¹

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県郡山市	郡山市カルチャーパーク	福島県郡山市安積町成田字東丸山 61	電話 024-947-1600
(福島県大玉村)	大玉村農村環境改善センター	福島県安達郡大玉村玉井字西庵 183	電話 0243-48-3139

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
207 か所 (13 か所)	45,387 人 (1,826 人)

※（ ）内は、福島県大玉村の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号→常磐道（日立中央IC）→磐越道→東北道（郡山南IC）→県道47号
代替避難経路1	国道6号→県道37号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道47号
代替避難経路2	国道245号→国道6号→国道49号→市道笹川大善寺線→県道47号
代替避難経路3	国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→県道47号

¹¹ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

諏訪 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
諏訪	諏訪小学校	日立市諏訪町3-10-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ27台¹²

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県郡山市	郡山市カルチャーパーク	福島県郡山市安積町成田字東丸山61	電話 024-947-1600
(福島県大玉村)	大玉村農村環境改善センター	福島県安達郡大玉村玉井字西庵183	電話 0243-48-3139

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
207か所 (13か所)	45,387人 (1,826人)

※（ ）内は、福島県大玉村の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号→常磐道（日立中央IC）→磐越道→東北道（郡山南IC）→県道47号
代替避難経路1	県道37号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道47号
代替避難経路2	国道245号→国道6号→国道49号→市道笹川大善寺線→県道47号
代替避難経路3	国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→県道47号

¹² 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

大久保 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
大久保	大久保小学校	日立市末広町 1-1-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ47台¹³

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県郡山市	郡山市カルチャーパーク	福島県郡山市安積町成田字東丸山 61	電話 024-947-1600
(福島県大玉村)	大玉村農村環境改善センター	福島県安達郡大玉村玉井字西庵 183	電話 0243-48-3139

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
207 か所 (13 か所)	45,387 人 (1,826 人)

※（ ）内は、福島県大玉村の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号→常磐道（日立中央IC）→磐越道→東北道（郡山南IC）→県道47号
代替避難経路1	県道37号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道47号
代替避難経路2	国道245号→国道6号→国道49号→市道笹川大善寺線→県道47号
代替避難経路3	国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→県道47号

¹³ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

成 沢 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
成沢	成沢小学校	日立市成沢町3-16-8

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ36台¹⁴

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県郡山市	郡山市カルチャーパーク	福島県郡山市安積町成田字東丸山61	電話 024-947-1600
(福島県大玉村)	大玉村農村環境改善センター	福島県安達郡大玉村玉井字西庵183	電話 0243-48-3139

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
207か所(13か所)	45,387人(1,826人)

※（ ）内は、福島県大玉村の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は国道245号→常磐道(日立中央IC又は日立北IC)→磐越道→東北道(郡山南IC)→県道47号
代替避難経路1	県道37号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道47号
代替避難経路2	国道245号→国道6号→国道49号→市道笹川大善寺線→県道47号
代替避難経路3	国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→県道47号

¹⁴ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率(20%)を乗じ、大型バス乗車定員(45人)で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

会瀬 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
会瀬	会瀬小学校	日立市会瀬町 2-17-10

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ22台¹⁵

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県郡山市	郡山市カルチャーパーク	福島県郡山市安積町成田字東丸山 61	電話 024-947-1600
(福島県大玉村)	大玉村農村環境改善センター	福島県安達郡大玉村玉井字西庵 183	電話 0243-48-3139

※（ ）内で示す市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
207か所 (13か所)	45,387人 (1,826人)

※（ ）内は、福島県大玉村の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道245号→常磐道（日立北IC）→磐越道→東北道（郡山南IC）→県道47号
代替避難経路1	県道36号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道47号
代替避難経路2	国道245号→国道6号→国道49号→市道笹川大善寺線→県道47号
代替避難経路3	国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→県道47号

¹⁵ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

助川 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
助川	助川小学校	日立市助川町2-15-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ33台¹⁶

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県二本松市	福島県男女共生センター	福島県二本松市郭内1-196-1	電話 0243-23-8301

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
50か所	11,047人

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	県道36号又は国道6号又は国道245号→常磐道（日立中央IC又は日立北IC）→磐越道→東北道（二本松IC）→県道355号
代替避難経路1	県道36号→県道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道355号
代替避難経路2	国道6号→県道20号→国道349号→国道49線→県道40号→県道28号→県道116号→国道459号→県道355号
代替避難経路3	国道6号→県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→県道141号→国道49号→県道54号→郡山東部広域農道→県道28号→県道129号

¹⁶ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

宮田 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

	空間放射線量	防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
宮田	宮田小学校	日立市本宮町2-9-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ32台¹⁷

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県喜多方市	押切川公園体育館	福島県喜多方市押切1-86	電話 0241-23-0771
(福島県磐梯町)	磐梯町民体育館	福島県磐梯町大字磐梯字仁渡1023	電話 0242-73-2017

※（ ）内で示す市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
40か所(6か所)	7,755人(1,197人)

※（ ）内は、福島県磐梯町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は県道10号→常磐道(日立中央IC又は日立北IC)→磐越道→会津縦貫北道路(喜多方IC)→国道121号→県道16号
代替避難経路1	県道36号→県道33号→国道461号→県道205号→県道13号→国道461号→県道27号→国道294号→国道289号→県道37号→国道118号→県道23号→県道72号→県道21号
代替避難経路2	県道10号→国道461号→県道227号→県道111号→国道349号→県道14号→国道118号→県道63号→国道4号→国道49号→県道7号→国道121号
代替避難経路3	県道10号→県道60号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→県道58号→国道294号→県道33号→国道121号

¹⁷ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率(20%)を乗じ、大型バス乗車定員(45人)で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

中 里 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
中里	中里小中学校	日上市東河内町 1953-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ5台¹⁸

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県喜多方市	押切川公園体育館	福島県喜多方市押切 1-86	電話 0241-23-0771
(福島県磐梯町)	磐梯町民体育館	福島県磐梯町大字磐梯字仁渡 1023	電話 0242-73-2017

※（ ）内で示す市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
40 か所 (6 か所)	7,755 人 (1,197 人)

※（ ）内は、福島県磐梯町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	県道 36 号→国道 349 号→国道 118 号→あぶくま高原道（玉川 IC）→東北道→磐越道→会津縦貫北道路（喜多方 IC）→国道 121 号
代替避難経路 1	県道 36 号→県道 33 号→国道 461 号→県道 205 号→県道 27 号→国道 294 号→国道 289 号→県道 37 号→国道 118 号→県道 23 号→県道 72 号→県道 21 号→県道 16 号
代替避難経路 2	グリーンふるさとライン→国道 461 号→県道 227 号→県道 22 号→県道 111 号→国道 349 号→県道 14 号→国道 118 号→県道 63 号→国道 4 号→国道 49 号→県道 7 号→国道 121 号
代替避難経路 3	県道 36 号→国道 349 号→国道 118 号→国道 289 号→県道 44 号→県道 58 号→2 国道 294 号→県道 33 号→国道 121 号

¹⁸ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

滑川 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
滑川	滑川小学校	日立市滑川本町 1-20-7

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ38台¹⁹

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県会津若松市	会津学鳳高校	福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡 1-1	電話 0242-22-3491
(福島県猪苗代町)	道の駅猪苗代	福島県猪苗代町大字堅田字五百苺 1	電話 0242-36-7676

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
48 か所 (15 か所)	13,930 人 (3,961 人)

※（ ）内は、福島県猪苗代町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は県道10号→常磐道(日立北IC)→磐越道(会津若松IC)→国道49号→県道64号
代替避難経路1	国道6号→県道36号→県道33号→国道461号→県道205号→県道13号→国道461号→県道27号→国道294号→国道289号→県道37号→国道118号→県道64号
代替避難経路2	県道10号→国道461号→県道227号→県道22号→県道111号→国道349号→県道14号→国道118号→県道63号→国道4号→国道49号→県道64号
代替避難経路3	県道10号→県道60号→国道349号→国道118号→県道44号→県道58号→国道294号→国道118号→国道294号→国道49号→県道64号

¹⁹ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率(20%)を乗じ、大型バス乗車定員(45人)で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

油 縄 子 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
油縄子	多賀中学校	日立市鮎川町3-11-2

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ20台²⁰

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県会津若松市	会津学鳳高校	福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1-1	電話 0242-22-3491
(福島県猪苗代町)	道の駅猪苗代	福島県猪苗代町大字堅田字五百苺1	電話 0242-36-7676

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
48か所（15か所）	13,930人（3,961人）

※（ ）内は、福島県猪苗代町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は国道245号→常磐道（日立中央IC又は日立北IC）→磐越道（会津若松IC）→国道49号→県道64号
代替避難経路1	国道6号→県道37号→国道349号→県道36号→県道33号→国道461号→県道205号→県道13号→国道461号→県道27号→国道294号→国道289号→県道37号→国道118号→県道64号
代替避難経路2	国道6号→県道10号→国道461号→県道227号→県道111号→国道349号→県道14号→国道118号→県道63号→国道4号→国道49号→県道64号
代替避難経路3	国道6号→県道36号→国道349号→国道118号→県道44号→県道58号→国道294号→国道118号→国道294号→国道49号→県道64号

²⁰ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

中小路 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
中小路	中小路小学校	日立市平和町 2-4-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ16台²¹

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県福島市	あづま総合運動公園	福島県福島市佐原字神事場 1	電話 024-593-1111
(福島県桑折町)	桑折町民体育館	福島県桑折町大字上郡字林泉寺前 1-1	電話 024-582-3129

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
133か所（7か所）	36,884人（1,849人）

※（ ）内は、福島県桑折町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は国道245号→常磐道（日立中央IC又は日立北IC）→磐越道→東北道（福島西IC）→国道115号
代替避難経路1	県道36号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道296号→県道357号→県道30号→国道459号→国道115号→福島西部広域農道
代替避難経路2	国道6号→国道399号→県道50号→県道303号→国道349号→国道114号→国道4号→国道115号
代替避難経路3	県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→国道115号

²¹ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

仲 町 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
仲町	仲町小学校	日立市宮田町 5-5-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ15台²²

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県福島市	あづま総合運動公園	福島県福島市佐原字神事場 1	電話 024-593-1111
(福島県桑折町)	桑折町民体育館	福島県桑折町大字上郡字林泉寺前 1-1	電話 024-582-3129

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
133か所（7か所）	36,884人（1,849人）

※（ ）内は、福島県桑折町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は県道36号→常磐道（日立中央IC）→磐越道→東北道（福島西IC）→国道115号
代替避難経路1	県道36号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道296号→県道357号→県道30号→国道459号→国道115号→福島西部広域農道
代替避難経路2	国道6号→国道399号→県道50号→県道303号→国道349号→国道114号→国道4号→国道115号
代替避難経路3	県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→国道115号

²² 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

田 尻 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
田尻	田尻小学校	日立市田尻町 4-39-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ46台²³

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県福島市	あづま総合運動公園	福島県福島市佐原字神事場 1	電話 024-593-1111
(福島県桑折町)	桑折町民体育館	福島県桑折町大字上郡字林泉寺前 1-1	電話 024-582-3129

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
133か所（7か所）	36,884人（1,849人）

※（ ）内は、福島県桑折町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は県道10号→常磐道（日立北IC）→磐越道→東北道（福島西IC）→国道115号
代替避難経路1	県道36号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道296号→ 県道357号→県道30号→国道459号→国道115号→福島西部広域農道
代替避難経路2	国道6号→国道399号→県道50号→県道303号→国道349号→国道114号→国道4号→国 道115号
代替避難経路3	県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→国道115号

²³ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

日高 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
日高	日高小学校	日立市日高町 2-12-1

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ41台²⁴

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県福島市	あづま総合運動公園	福島県福島市佐原字神事場 1	電話 024-593-1111
(福島県桑折町)	桑折町民体育館	福島県桑折町大字上郡字林泉寺前 1-1	電話 024-582-3129

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
133か所（7か所）	36,884人（1,849人）

※（ ）内は、福島県桑折町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は県道10号→常磐道（日立北IC）→磐越道→東北道（福島西IC）→国道115号
代替避難経路1	県道36号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道296号→県道357号→県道30号→国道459号→国道115号→福島西部広域農道
代替避難経路2	国道6号→国道399号→県道50号→県道303号→国道349号→国道114号→国道4号→国道115号
代替避難経路3	県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→国道115号

²⁴ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

豊浦 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
豊浦	豊浦小学校	日立市折笠町 741

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ42台²⁵

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県福島市	あづま総合運動公園	福島県福島市佐原字神事場 1	電話 024-593-1111
(福島県桑折町)	桑折町民体育館	福島県桑折町大字上郡字林泉寺前 1-1	電話 024-582-3129

※（ ）内ですす市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
133 か所 (7 か所)	36,884 人 (1,849 人)

※（ ）内は、福島県桑折町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は県道10号→常磐道（日立北 IC 又は高萩 IC）→磐越道→東北道（福島西 IC）→国道115号
代替避難経路1	県道36号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号→県道296号→県道357号→県道30号→国道459号→国道115号→福島西部広域農道
代替避難経路2	国道6号→国道399号→県道50号→県道303号→国道349号→国道114号→国道4号→国道115号
代替避難経路3	県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→国道118号→国道4号→国道115号

²⁵ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

十王 (UPZ)

1 避難の方法

- (1) 全面緊急事態に至った場合、まずは、屋内退避及び避難準備を行う。
- (2) 空間放射線量率が下表の2又は3に該当した場合には、対応する防護措置（広域避難）を実施する。

空間放射線量		防護措置
1	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルト以下の場合	屋内退避の継続
2	空間放射線量率が1時間あたり20マイクロシーベルトを超えた場合	一週間以内に広域避難
3	空間放射線量率が1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた場合	一日以内に広域避難

- (3) 広域避難を行う場合には、原則として自家用車を使用して避難する。なお、自家用車での避難は、渋滞緩和及び避難所の駐車場スペースを確保する観点から可能な限り、乗り合わせで行う。
- (4) 自家用車での避難が困難な場合には、地区ごとに指定された一時集合場所に徒歩等で参集し、バスにより避難する。

2 一時集合場所

- (1) 一時集合場所の受付は、家族等の代表者が行うとともに、バスでの避難者は、出発後の連絡体制のため、車両1台につき1名のバス連絡員の選定を受ける。
- (2) また、避難に際し、安定ヨウ素剤を持っていない方は、一時集合場所で緊急配布を受ける。

地区	一時集合場所	
十王	楯形小学校	日立市十王町伊師本郷 508
	山部小学校	日立市十王町山部 841

3 バス必要台数（想定：平日昼間）

延べ60台²⁶

4 避難先及び避難中継所

- (1) 自家用車及びバスで広域避難を行う場合には、避難先自治体に設置される避難中継所を経由し、そこで指定される避難所へ避難する。
- (2) 避難中継所での受付は、家族等の代表者又はバス連絡員が行う。

避難先自治体	避難中継所		
福島県伊達市	伊達市ふるさと会館	福島県伊達市前川原 63	電話 024-583-3244
(福島県国見町)	道の駅国見あつかしの郷	福島県伊達郡国見町大字藤田字日渡二 18-1	電話 024-585-2132

※（ ）内以示す市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

5 避難所数及び総収容人数

避難所は、避難者の数に応じて順次、開設される。避難中継所で指定された避難所に避難する。

避難所数	総収容人数
133か所（7か所）	36,884人（1,849人）

※（ ）内は、福島県国見町の避難所数及び収容人数

6 避難経路

避難経路は、高速道路や国・県道等の幹線道路を基本とする。なお、主要避難経路及び代替避難経路を以下のとおり示す。

また、被災や渋滞などの理由により、以下に示した避難経路において、通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、指定された避難中継所へ向かうものとする。

なお、指定避難所以外に避難する場合も含め、放射性物質放出後に広域避難する場合は、「避難退域時検査場所」を経由することとする。

主要避難経路	国道6号又は県道10号→常磐道（高萩IC）→磐越道→東北道→東北中央道（伊達桑折IC）→国道4号
（黒坂・高原地区）	県道60号→国道349号→国道118号→あぶくま高原道路（玉川IC）→東北道→東北中央道（伊達桑折IC）→国道4号
代替避難経路1	県道10号→国道461号→国道349号→国道118号→国道289号→県道44号→国道4号
代替避難経路2	国道6号→国道399号→国道288号→国道399号→県道50号→県道303号→国道349号→国道399号
代替避難経路3	県道10号→国道289号→国道349号→県道14号→県道40号→県道62号→県道40号→国道114号→県道309号→国道4号

²⁶ 地区人口に住民アンケートで得られたバス利用率（20%）を乗じ、大型バス乗車定員（45人）で除した数。夜間・休日の必要台数は、およそ半数となる。

緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）一覧

1 警戒事態（EAL 1）

緊急事態区分の判断基準となる緊急時活動レベル（事態・事象）の具体例

- ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。
- ② 原子炉の運転中に保安規定（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24に規定する保安規定をいう。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
- ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
- ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
- ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
- ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
- ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。
- ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
- ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
- ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
- ⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。（浜岡原子力発電所のみ。）
- ⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑯ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
- ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

2 施設敷地緊急事態 (EAL2)

緊急事態区分の判断基準となる緊急時活動レベル(事態・事象)の具体例

- ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。
- ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。
- ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。
- ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。
- ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。
- ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑫ 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)
- ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

3 全面緊急事態 (EAL3)

緊急事態区分の判断基準となる緊急時活動レベル(事態・事象)の具体例

- ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。
- ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。
- ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。
- ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
- ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
- ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
- ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
- ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
- ⑨ 原子炉の停止中に原子炉格納容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。
- ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)
- ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

一時集合場所運営マニュアル

日立市総務部
原子力安全対策課

1 一時集合場所運営マニュアルについて

本マニュアルは、日立市地域防災計画（原子力災害対策計画編）及び日立市原子力災害広域避難計画に基づき、原子力災害の発生又は発生するおそれが生じ、住民の避難が必要な事態で設置する一時集合場所において、市職員が行う業務についてまとめ、一時集合場所の円滑な設置及び運営に資することを目的とする。

2 避難指示について

原子力災害時における広域避難の指示は、原則、国が開始を判断し、市に指示を行い、市は、それを住民に伝達する。

3 一時集合場所とは

広域避難の方法は、自家用車による避難が原則であるが、自家用車を持たない者や運転に自信の無い者等については、各学区地区ごとにあらかじめ決められた場所に集合し、県が手配するバスで避難することとなる。

このバスに乗るために集まる場所が一時集合場所である。

【 各学区地区における一時集合場所 】

地 区	一時集合場所	地 区	一時集合場所
坂下	坂本小学校 久慈川日立南交流センター	助川	助川小学校
久慈	久慈小学校	宮田	宮田小学校
大みか	大みか小学校	中里	中里小中学校
大沼	大沼小学校	滑川	滑川小学校
河原子	河原子小学校	中小路	中小路小学校
塙山	塙山小学校	油縄子	多賀中学校
水木	水木小学校	仲町	仲町小学校
金沢	金沢小学校	田尻	田尻小学校
諏訪	諏訪小学校	日高	日高小学校
大久保	大久保小学校	豊浦	豊浦小学校
成沢	成沢小学校	十王	楡形小学校 山部小学校
会瀬	会瀬小学校		

4 一時集合場所開設基準

(1) P A Z (坂下地区、久慈学区及び大みか学区)

市は、国から警戒事態該当の連絡を受け、資機材等の準備や一時集合場所要員への準備連絡等の開設準備を開始する。

また、施設敷地緊急事態要避難者が避難を開始する施設敷地緊急事態の段階で、開設を行う。

(2) U P Z (坂下地区、久慈学区及び大みか学区以外の地区)

市は、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言後、O I Lに基づく避難^{※1}又は一時移転^{※2}の指示が出された場合、それらが決定された地区において開設を行う。

※1 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに(1日以内)離れること

※2 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間(1週間程度)の内に当該地域から離れること

5 一時集合場所要員及びその役割

一時集合場所要員は、一時集合場所責任者、一時集合場所運営員及び安定ヨウ素剤配布要員で構成し、次の基準により、市職員をもって充てる。

(1) 一時集合場所責任者

人数：1人

役割：一時集合場所運営に係る総指揮、災害対策本部との連絡、会場内誘導補助

(2) 一時集合場所運営員

人数：5人

役割：会場内誘導(1人)

受付(2人)

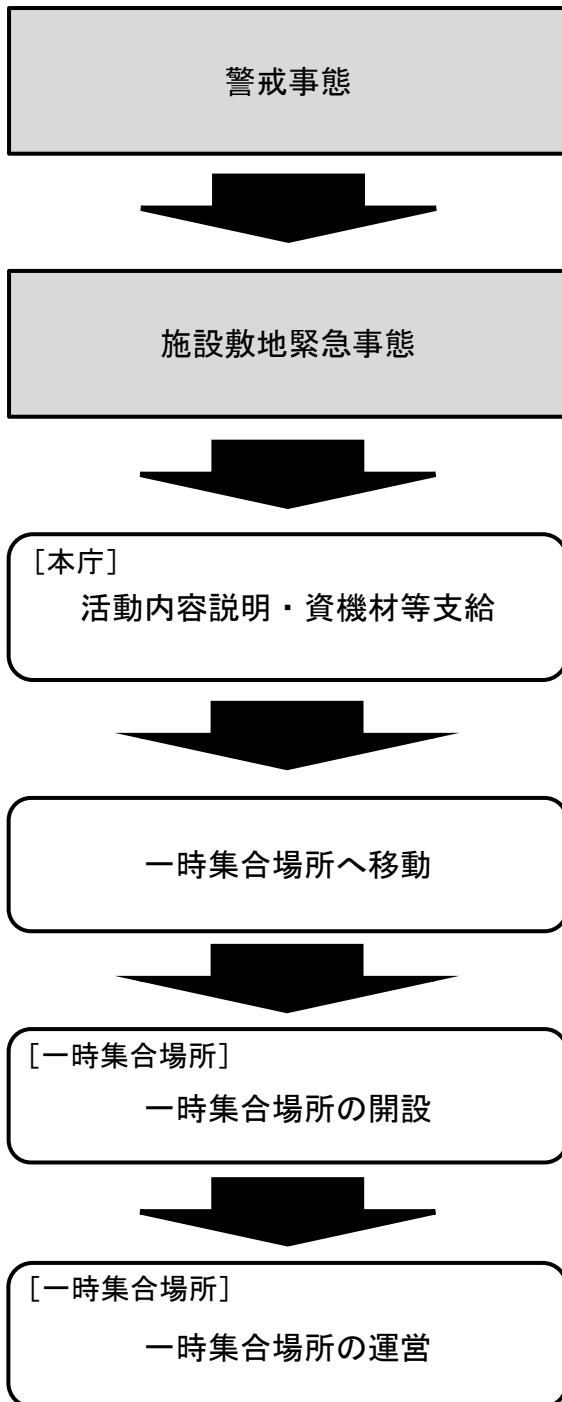
車両誘導(2人)

(3) 安定ヨウ素剤配布要員

人数：2人

役割：安定ヨウ素剤の説明・緊急配布

6 活動のフロー



災害対策本部は、一時集合場所で使用する資機材等の準備を行い、一時集合場所要員に対し、準備連絡を行う。

災害対策本部は、一時集合場所要員の招集を行う。

災害対策本部は、一時集合場所要員に対し、活動内容の説明、連絡方法・移動手段等の確認、資機材等を支給を行う。

一時集合場所要員は、指定された一時集合場所へ移動する。この間、避難経路の状況について確認し、損壊や渋滞の発生があれば、災害対策本部に連絡を行う。

一時集合場所要員は、一時集合場所を開錠し、資機材等を展開する。

一時集合場所要員は、一時集合場所に参集した住民を受け付けし、災害対策本部に避難者数を報告する。

また、災害対策本部から安定ヨウ素剤の配布・服用指示があった場合、安定ヨウ素剤を持っていない住民に対して、緊急配布を行う。

その後、避難準備の整った住民から、到着したバスに誘導する。

7 資機材等

一時集合場所要員は、表1の資機材等を携行し、指定された一時集合場所に移動する。

表1 資機材等一覧

No.	品目	数量	No.	品目	数量
1	IP無線機 (予備バッテリー、充電器、イヤホン)	1機	9	広域避難ガイドマップ(該当地区)	10冊
2	受付表示類(※ 巻末参照)	必要数	10	放射線防護衣一式 (マスク、タイバック、ゴム手袋等)	10セット
3	避難者代表者名簿(様式1)	50枚	11	安定ヨウ素剤 丸剤(24,000丸/1箱)	1箱
4	バス乗車人数表(様式2)	100枚	12	安定ヨウ素剤 ゼリー剤(16.3mg)	100個
5	文具類(運営本部用)	1セット	13	安定ヨウ素剤 ゼリー剤(32.5mg)	250個
6	拡声器	1台	14	安定ヨウ素剤説明資料	100枚
7	誘導棒	2本	15	安定ヨウ素剤緊急配布マニュアル	2冊
8	地図(日立市全図、避難先市町村全図)	2セット	16	一時集合場所運営マニュアル	2冊

8 一時集合場所への移動

主な避難経路である国道6号線又は国道245号線を使用して、あらかじめ指定された一時集合場所に移動することを原則とする。

ただし、市災害対策本部から移動経路について別途指示があった場合は、これに従うものとする。

移動の際、事故や渋滞など、避難経路上に住民避難の阻害となるものを確認した場合は、速やかに市災害対策本部に報告するものとする。

また、移動に当たって、公用車の不足が想定される場合は、原子力バスを活用し、複数の一時集合場所に一括で送り届けるほか、渋滞による到着の遅れが懸念される場合は、警察車両による先導の協力について検討する。

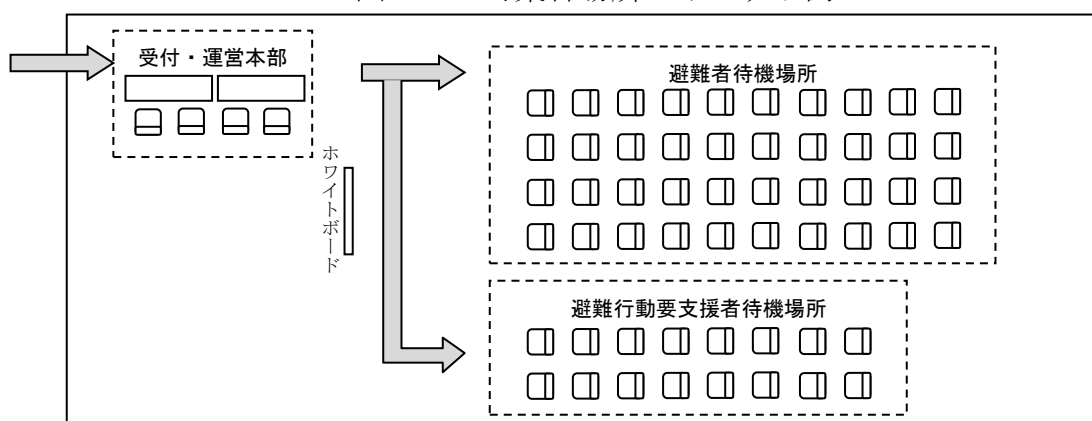
9 一時集合場所の開設

図1を参考に、受付・運営本部、避難者待機場所等を設置する。なお、避難者の迅速な誘導・受付のため、一時集合場所内には養生シートの敷設が望ましく、また、放射線防護のため、窓や出入口の扉を閉める。

また、ホワイトボード等に災害情報・注意事項を記載し、情報提供を行う。

なお、一時集合場所の開設が完了した旨を市災害対策本部に連絡する。この際、IP無線機の通信状況を確認する。

図1 一時集合場所レイアウト例



10 一時集合場所の運営

一時集合場所では、避難者の受付、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難者のバスへの誘導・乗車などの業務を行う。（表2参照）

進捗状況については、逐次市災害対策本部に報告する。

表2 活動チェックリスト

項目	内容
開設	<input type="checkbox"/> 責任者は、一時集合場所の開設が完了後、 <u>市災害対策本部へ報告する。</u>
避難者受付	<input type="checkbox"/> 避難者（代表者）に『 <u>避難者代表者名簿（様式1）</u> 』の記入を依頼する。 <input type="checkbox"/> 避難者の受付後は、次の事項を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・バス乗車に備えて、受付順に座って待つこと ・安定ヨウ素剤の配布、服用の説明を受けること ・バスへの誘導開始までは、できるだけ屋外に出ないこと（万一の放射性物質の放出に備えるため） <input type="checkbox"/> 移動中のバス車中との連絡手段確保のため、バスごとにバス連絡員を選定 ^{※3} する。 <input type="checkbox"/> 責任者は、避難者代表者名簿にバス連絡員の氏名・連絡先を記入し、一時集合場所で保管する。 <input type="checkbox"/> 既定の乗車人数に達したら『 <u>バス乗車人数票（様式2）</u> 』を作成し、バス連絡員に渡すとともに、車中及び避難中継所到着後の役割を案内する。 （車中）日立市等との連絡があること ※必要に応じて （避難中継所）バス乗車人数票を受付に持参し、避難所の指定を受けること <input type="checkbox"/> 責任者は、避難者数を <u>市災害対策本部の求めに応じて報告する。</u>
情報提供	<input type="checkbox"/> 避難者への情報提供を随時行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況（放射性物質の拡散状況を含む） ・市の対応状況 ・行き先となる避難中継所の名称、到着までの所要時間 ・避難経路状況や避難先の気象状況 など
安定ヨウ素剤の緊急配布	<input type="checkbox"/> 市から安定ヨウ素剤の配布・服用指示があった場合は、安定ヨウ素剤を持っていない住民に対し、緊急配布を行う。 ^{※4} <input type="checkbox"/> 服用指示があるまで絶対に服用しないよう注意喚起を行う。 <input type="checkbox"/> 責任者は、安定ヨウ素剤配布数を <u>市災害対策本部の求めに応じて報告する。</u>
バス発車準備	<input type="checkbox"/> バスが到着次第、順次バスに誘導する。（受付順を基本とする） <input type="checkbox"/> バスへの誘導開始時に、次の事項を全体に案内する。 <ul style="list-style-type: none"> ・バス番号の付与、確認 ・現地到着までのバス移動に健康上の問題がないことの確認 ・避難中継所に到着後の流れ（受付はバス連絡員のみ行い、避難所へもバスで移動すること等） <input type="checkbox"/> バス連絡員には、当該乗車バスのバス乗車人数票の所持を確認する。 <input type="checkbox"/> 長時間のバス移動に不向きな傷病者や要介護者等が訪れた場合は、別方法による輸送を市災害対策本部へ要請する。 <input type="checkbox"/> 責任者は、バスの出発時刻と台数を <u>市災害対策本部へ報告する。</u>

※3 バス連絡員の選定について

避難バス車中においては、災害対策本部等との情報連絡などの業務を担う者が必要となるが、一時集合場所を運営する職員数には限りがあることから、全てのバスに職員を添乗させることはできない。

よって、一時集合場所を利用する避難者の中から、バス発車前に業務の内容及び必要性を説明し、バ

ス連絡員を選定する。なお、携帯電話を所持している者とする。(1台のバスにつき1名以上。受諾者がいない場合はドライバーを充てる。)

※4 安定ヨウ素剤の緊急配布について

安定ヨウ素剤の緊急配布については、「安定ヨウ素剤緊急配布マニュアル」に基づき、配布を行う。

【参考】 受付表示類の例を以下に示す。

1 受付等表示

- (1) 「受付」
- (2) 「避難者待機場所」
- (3) 「避難行動要支援者待機場所」

2 説明表示 (受付又はホワイトボード等に記載)

- (1) 受付は家族等の代表者が受付を行うこと
- (2) 安定ヨウ素剤の配布を受けること (持っていない方のみ)
- (3) 待機場所で待機すること
- (4) 避難等に関する説明を受け、バスに乗車すること

様式2

(バス避難用)

バス乗車人数票

一時集合場所名 (_____)

バス番号 (_____)

記載職員氏名 (_____)

《バス乗車人数》

世帯数		総人数	
-----	--	-----	--

※ バス連絡員記入欄

・バス連絡員氏名 (_____)

・一時集合場所出発時間 (_____)

※ 避難中継所記入欄

・受付時間 (_____)

・避難所名 (_____)

・住所 (_____)

・電話番号 (_____)

日立市災害対策本部連絡先：0294-22-3111

※ この様式は「一時集合場所」で作成し、バス連絡員が所持します。「避難中継所」において受付及び避難所割り振りに使用し、「避難所」で回収します。

安定ヨウ素剤緊急配布マニュアル

日立市総務部
原子力安全対策課

1 安定ヨウ素剤緊急配布マニュアルについて

本マニュアルは、日立市地域防災計画（原子力災害対策計画編）及び日立市原子力災害広域避難計画に基づき、市民の放射性ヨウ素による放射線被ばくを予防又は低減するために、避難と合わせて服用する安定ヨウ素剤の配布について、市職員が行う業務についてまとめ、円滑な配布に資することを目的とする。

2 安定ヨウ素剤に関する基本事項

(1) 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響について

原子力災害により、放射性物質が周辺環境に放出された場合、放射性ヨウ素が吸入又は経口摂取等により体内に取り込まれると、放射性ヨウ素は甲状腺に集積するため、内部被ばくの影響により、数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇する。発症のリスクは、年齢が低いほど高いとされている。

(2) 安定ヨウ素剤の効能

安定ヨウ素剤とは、放射性ではないヨウ素を内服用に製剤化したものであり、放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用することで、甲状腺へのヨウ素の取り込みを抑制し、甲状腺への放射性ヨウ素の影響を低減させることができる。

このため、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することで、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防又は低減することができる。

(3) 安定ヨウ素剤の効果

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前からばく露後の 2 時間までの間に服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を 90%以上抑制することができる。また、既に放射性ヨウ素にばく露された後であっても、ばく露後 8 時間であれば、約 40%の抑制効果が期待できる。しかし、ばく露後 16 時間以降であればその効果はほとんどないとされている。

なお、この効果は、安定ヨウ素剤服用後、少なくとも 24 時間は持続することが認められている。

※ 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることのみであり、放射性物質に対する万能薬ではない。

(4) 安定ヨウ素剤の服用のタイミング

原則として、原子力規制委員会が、避難の実施にあわせて服用の必要性を判断し、連絡を受けた市が、住民等に対して服用の指示を出す。指示を受けた住民等は、安定ヨウ素剤を服用した上で避難を実施する。

(5) 安定ヨウ素剤の服用回数

服用回数は、原則1回とする。

ただし、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺の内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用することとする。

複数回の服用に関しても、原子力規制委員会が再度の服用の必要性を判断し、その判断に基づく指示があった場合のみ服用する。

(6) 服用量

安定ヨウ素剤の対象者別の適切な服用量（1回分）を下表に示す。なお、安定ヨウ素剤を適切な服用量を超えて服用しても効能又は効果を高めることにはならない。

表 安定ヨウ素剤の適切な服用量（1回分）

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3 ^{※1}	ゼリー剤（16.3mg）1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5 ^{※2}	ゼリー剤（32.5mg）1包
3歳以上13歳未満	38	50 ^{※3}	丸剤（50mg）1丸
13歳以上	76	100 ^{※4}	丸剤（50mg）2丸

年齢に関わらず丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は内服液を服用する。

なお、内服液の調製は、別紙のとおり。

内服液換算 ※1 1ml、 ※2 2ml、 ※3 3ml、 ※4 6ml

(7) 備蓄場所等

ア 備蓄場所及び備蓄数

(ア) 丸剤

日立市役所本庁舎

種別	備蓄数
ヨウ化カリウム内服ゼリー(16.3mg)	2,340包
ヨウ化カリウム内服ゼリー(32.5mg)	6,560包
ヨウ化カリウム丸薬	796,000丸

(イ) 内服液（調製用）

日立市保健センター

種 別	備蓄数
ヨウ化カリウム(500g)	2本
注射用水(1,000ml)	18本
単シロップ(500ml)	35本
調製用資機材、運搬用物品	一式

3 安定ヨウ素剤の緊急配布

(1) 配布場所

原則は、各学区地区における一時集合場所とする。

また、一時集合場所が避難車両等で混雑する場合には、避難経路付近において追加の配布場所の開設を検討する。

【 各学区地区における一時集合場所 】

地 区	一時集合場所	地 区	一時集合場所
坂下	坂本小学校 久慈川日立南交流センター	助川	助川小学校
久慈	久慈小学校	宮田	宮田小学校
大みか	大みか小学校	中里	中里小中学校
大沼	大沼小学校	滑川	滑川小学校
河原子	河原子小学校	中小路	中小路小学校
塙山	塙山小学校	油縄子	多賀中学校
水木	水木小学校	仲町	仲町小学校
金沢	金沢小学校	田尻	田尻小学校
諏訪	諏訪小学校	日高	日高小学校
大久保	大久保小学校	豊浦	豊浦小学校
成沢	成沢小学校	十王	楡形小学校 山部小学校
会瀬	会瀬小学校		

(2) 安定ヨウ素剤の運搬

一時集合場所での配布を原則としていることから、一時集合場所要員が下表のとおり携行品として運搬する。また、内服薬については、必要に応じて運搬する。

表 一時集合場所資機材等（抜粋）

No	品 目	数 量
1	安定ヨウ素剤 丸剤 (24,000 丸/1 箱)	1 箱
2	安定ヨウ素剤 ゼリー剤 (16.3 mg)	100 包
3	安定ヨウ素剤 ゼリー剤 (32.5 mg)	250 包
4	安定ヨウ素剤説明資料	100 枚
5	安定ヨウ素剤緊急配布マニュアル (本マニュアル)	2 冊

(3) 配布体制（職員）

ア 配布責任者 1 人

(ア) 役割

配布場所全体の総括、市町村災害対策本部との連絡調整、配布班の補助

イ 配布班[※] 1 人

(ア) 役割

受付、説明と問診、注意事項説明資料の配布、安定ヨウ素剤の配布、配布状況記録表（様式1）の記載、責任者への報告

※ 職員のほか、配布班として、説明や問診など、配布及び服用に関与する医師・薬剤師の一時集合場所への手配は、災害対策本部が日立市医師会、日立薬剤師会と調整することとする。また、医師、薬剤師が立ち会えない場合は、市の保健師の配置を検討する。

(4) 配布の流れ

- 「様式3 注意事項説明書」を世帯ごとに手渡し、おもて面を読み上げる。
- ↓
- 安定ヨウ素剤の受け取り意思を確認する。
- ↓
- ヨウ素過敏症・ヨード造影剤過敏症を確認する。
- ↓ ↓
- 受け取り希望有かつ過敏症無し 又は 受け取り希望無又は過敏症有り → 配布しない。
- ↓
- 「様式2 安定ヨウ素剤の受領書」へ記入を依頼する。
- ↓
- 安定ヨウ素剤を配付する。

(5) 配布状況の記録と市本部への報告

- ア 「様式1 安定ヨウ素剤配布状況記録票」に配布量を記録する。
- イ 配布状況について一時集合場所責任者を通じて市災害対策本部に報告する。
- なお、安定ヨウ素剤の残数が1,000丸、各ゼリー剤が30包以下の場合は、一時集合場所責任者を通じて、ただちに災害対策本部に補充を要請する。

(6) 質問対応

慎重投与項目等について住民から質問があった場合、以下を参考に回答する。

<回答例>

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・国の考え方によれば、安定ヨウ素剤の単回服用で副作用が生じる可能性は極めて低く、慎重投与項目に該当する方についても、原則、安定ヨウ素剤を配布・服用することとなっています。・（服用を優先すべき対象者に対して）安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによるリスクの方が大きいと考えられるため、ヨウ素過敏症又はヨード造影剤過敏症（事前に医師の問診により服用可とされた者は除く。）の方以外全員に、安定ヨウ素剤を配布します。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(7) 緊急配布時の留意事項

- ア 被ばくを軽減するため、屋内で配布すること。
- イ 住民が配布のため屋外に並ぶ場合は、屋内の他の場所や車内での待機を案内すること。
- ウ 安定ヨウ素剤の禁忌情報、服用量、副作用が起こった場合の対処方法等についての説明用紙（様式3 裏面）を併せて配布すること。
- エ 配布は1回分を原則とすること。（1回目の服用後はできるだけ避難を優先）
- オ 避難者の年齢にかかわらず、配布を希望する者全員に配布すること。

カ 緊急配布の場合においても、医師や薬剤師が関与して配布・服用を行うことを基本とするが、時間的制約等のため医師や薬剤師、保健師が関与できない場合には、市職員（教職員含む）^{*}等が適切な方法で配布すること。

キ 服用指示があるまでは絶対に服用しないよう注意喚起すること。

ク 極力一人でいる際に服用せず、服用後に状態の観察ができるよう家族又は近隣住民と一緒にいる際に服用するよう注意喚起をすること。

ケ 配布場所が避難指示の対象となっている地域内にある場合等、配布に時間を要することで避難に遅れが生じる場合は、配布よりも避難を優先すること。

※「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁）」において『原子力災害対策本部又は地方公共団体の服用指示に基づいて地方公共団体職員が緊急配布する場合は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、医薬品医療機器等法、医師法等の関係法規からの違法性は阻却されるものと考えられる。』と示されている。

(8) 副作用対応

服用後、しばらくの間（30分程度が目安）、服用者の容態を医療関係者、市職員や本人あるいは家族等が観察する必要がある。服用者の体調に異変が生じた際には、近隣の医療関係者が処置を行い、必要に応じて医療機関に救急要請を行う。

以上

(様式1)

安定ヨウ素剤配布状況記録票

配布機関名	日立市		
施設名		連絡先 (TEL)	
配布責任者氏名		回収責任者氏名	
配布担当者氏名		回収担当者氏名	
配布年月日		回収年月日	

受領者氏名	住所 連絡先(TEL)	年齢	ヨウ素過敏症・ ヨード造影剤 過敏症の有無※1	安定ヨウ素剤			副作用※2
				形態	受領 数量	消費 数量	

※1 ヨウ素過敏症、ヨード造影剤過敏症の方への配布は不可。

※2 副作用があれば、その内容を記載すること。

なお、時間的制約等により対応が困難な場合には、口頭による確認等で代替することも可とする。

(様式2)

安定ヨウ素剤の受領書（緊急配付用）

住 所	
電話番号	
受領年月日	年 月 日

表1 配布対象者

	氏 名	年齢	ヨウ素過敏症・ ヨード造影剤過敏症 の既往歴の有無	安定ヨウ素剤数量		
				丸剤	ゼリー	液
受領者			なし・あり			
家族			なし・あり			
			なし・あり			
			なし・あり			
			なし・あり			
			なし・あり			
			なし・あり			

*配布数量

丸剤：2丸（13歳～）、1丸（3歳～12歳）

ゼリー：ゼリー剤32.5mg 1包（生後1か月～2歳）、ゼリー剤16.3mg 1包（生後1か月未満）

液（内服液）：6mL（13歳～）、3mL（3～12歳）、2mL（生後1か月～2歳）、1mL（生後1か月未満）

上記、表1 配布対象者分の安定ヨウ素剤を受け取りました。

(様式3)

注意事項説明書

安定ヨウ素剤の配布について

(配布指示のみの場合)

原子力災害が進展した場合に、甲状腺を被ばくから守るため、安定ヨウ素剤を服用していただく場合があります。

このため、安定ヨウ素剤を配布します。

ただし、安定ヨウ素剤の被ばく予防効果は、服用のタイミングが大変重要となりますので、

必ず、服用指示があった場合に服用してください。

なお、①配布を希望しない方

②ヨウ素アレルギーのある方 には、配布しませんので、お申し出ください。

例) ヨウ素やヨード造影剤に過敏症があると医師から言われた
例) イソジン液などのヨードうがい液を使って、じんましん、息苦しさ、血圧低下などの過敏症状(アレルギー)が出た

○ 配布係に安定ヨウ素剤が必要な人数を次の区分によりお伝えください。

区分	種類	服用量
①生後1か月	ゼリー剤 16.3mg	1包
②生後1か月以上3歳未満	ゼリー剤 32.5mg	1包
③3歳以上13歳未満	丸剤	1丸
④13歳以上	丸剤	2丸

※ まれなケースとして、服用後30分以内に過敏症状が出ることがあります。その間は念のため体調の変化に気をつけながら避難してください。

※ 裏面の注意事項も、よくお読みください。

〈安定ヨウ素剤の服用に係る注意事項〉

○服用後、慎重に様子を見ていただきたい持病

- (1)甲状腺の病気、(甲状腺機能亢進症、機能低下症)
- (2)腎臓の病気にかかっている方、腎機能に障害のある方
- (3)先天性筋強直症
- (4)高カリウム血症
- (5)肺結核(カリエス、肋膜炎などを含む。)の方
- (6)低補体血症性蕁麻疹様血管炎の方又は既往歴のある方
- (7)ジューリング疱疹状皮膚炎の方又は既往歴のある方

○併用に注意する薬剤を服用されている方

- ・カリウム含有製剤(カリウム補給)
- ・高血圧治療薬(アンジオテンシンⅡ阻害剤、ACE阻害剤、カリウム貯留性利尿剤)

安定ヨウ素剤の服用は原則1回とされているため、健康への影響は少ないとされています。避難後に受診する際に、安定ヨウ素剤を服用したことを報告してください。

○妊娠している方

原則として安定ヨウ素剤の服用対象です。

○授乳中のご婦人

原則として安定ヨウ素剤の服用対象です。

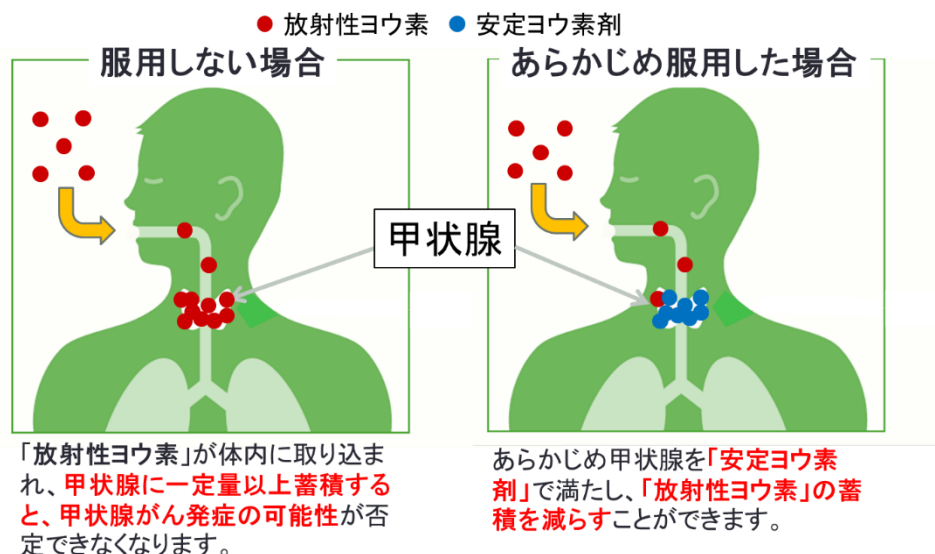
○副作用として報告されている症状

- ・過敏症： 発疹 など
- ・消化器症状： 悪心・嘔吐、胃痛、下痢 など
- ・その他の症状： 甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ など

○安定ヨウ素剤を飲んだ後の注意点

- ・飲んだ直後の30分程度を目安に、体調の異変に注意しながら避難してください。
- ・もし、呼吸困難、血圧低下、発疹などの異変を感じた場合には、すぐに医療機関(重篤な場合は119番)にご相談ください。

(参考) 安定ヨウ素剤の効果



(別紙)

安定ヨウ素剤内服液の調製

1 調製者

- (1) 安定ヨウ素剤内服液の調製は、管理責任者又は管理責任者の指導の下にあらかじめ選任された市町村職員が行う。
- (2) 管理責任者及びあらかじめ選任された市町村職員は、日常から研修等を行い、原子力災害時に迅速かつ的確に調製が出来るよう努める。

2 調製場所

安定ヨウ素剤内服液の調製は、市保健センター等衛生的な場所で行う。

3 調製手順（ヨウ化カリウム 16.3mg/1mL の内服液）

- (1) ヨウ化カリウムの原薬 81.5g を正確に秤量する。
- (2) 秤量したヨウ化カリウムをメスフラスコに取り、注射用水を用いて溶解し、正確に 500mL とする。
- (3) 溶解した溶液を 5L のポリ容器に移す。
- (4) 注射用水 2,000mL をメスシリンダーを用いて計り取り、ポリ容器へ加えて混和する。（この時少し冷たくなることがある。また、溶解液が淡褐色を呈することがある。）
- (5) 次に、単シロップ 2,500mL をメスシリンダーを用いて計り取り、ポリ容器へ加えて混和し、均一な溶液とする。
- (6) 溶液を搬送用 500mL のポリ容器に分取する。
- (7) 密栓されていることを確認後、蓋と本体にかけてシールを貼る。
- (8) 調製年月日などを記載した「安定ヨウ素剤内服液」のラベル（別添 1）を容器に貼付し、調製者の押印又は署名をする。
- (9) 調製記録（別添 2）を作成し、調製者の署名をする。

(別添1)

安定ヨウ素剤内服液ラベル

安定ヨウ素剤内服液(500mL)

直射日光を避けて保存

調製日： 年 月 日

調製者：

(別添2)

安定ヨウ素剤内服液調製記録書

調剤名：安定ヨウ素剤内服液 5L			調製番号： 年度—			
調製日： 年 月 日		調製施設名：				
調製容器：ポリ容器5L			調製予定数量： 本			
			最終調製数量： 本			
	原料名	メーカー名 Lot. No.	1本あたりの秤 取指示量	秤取量	秤量 回数	秤量 チェック
1	ヨウ化カリウム(g)		81.5g			
2	注射用水(mL)		2,500mL			
3	単シロップ(mL)		2,500mL			
【備考欄】						
調製担当者氏名		印	監査者	印		

調製法及び注意事項

- 1 ヨウ化カリウムの原薬 81.5g を正確に秤量する。
- 2 秤量したヨウ化カリウムをメスフラスコに取り、注射用水を用いて溶解し、正確に 500mL とする。
- 3 溶解した溶液を 5L のポリ容器に移す。
- 4 注射用水 2,000mL をメスシリンダー (1,000mL) を用いて計り取り、ポリ容器へ加えて混和する。(この時少し冷たくなることがある。また、溶解液が淡褐色を呈することがある。)
- 5 次に、単シロップ 2,500mL をメスシリンダー (1,000mL) を用いて計り取り、ポリ容器へ加えて混和し、均一な溶液とする。
- 6 溶液を搬送用 500mL のポリ容器に分取する。
- 7 密栓されていることを確認後、蓋と本体にかけてシールを貼る。
- 8 調製年月日などを記載した「安定ヨウ素剤内服液」のラベルを容器に貼付し、調製者の署名をする。
- 9 さらに、調製記録を作成し、調製者の署名をする。

参考資料 安定ヨウ素剤についてのQ & A

安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁令和3年7月21日 一部改正より抜粋）

Q1：安定ヨウ素剤とはどのようなものですか？

A1：安定ヨウ素剤はヨウ化カリウムを内服用に製剤化したものです。原子力災害時に放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることを目的として承認されている医療用医薬品で、丸剤、ゼリー剤及び散剤があります。3歳未満の乳幼児や丸剤の服用が困難な方にはゼリー剤又は散剤を使用しますが、散剤は水等で溶かしてから使用する必要があります。なお、事前に配布する安定ヨウ素剤は丸剤又はゼリー剤です。

Q2：放射性ヨウ素とはどのようなものですか？

A2：放射線を出すヨウ素のことで、呼吸による吸入や口から取り込むことで、血液を介して甲状腺に集積すると、数年後から数十年後に甲状腺がんを発症するリスクを上昇させます。また、年齢が低いほどそのリスクは高くなります。なお、成人期以降に被ばくした者における甲状腺がんの発症については、統計的に有意なリスクの上昇は確認されていません。

Q3：安定ヨウ素剤はどのように働くのですか？

A3：安定ヨウ素剤を服用すると、放射性ヨウ素が甲状腺に集積することを防いだり、集積する量を低減したりすることができます。

Q4：安定ヨウ素剤は全ての放射性物質に対して有効ですか？

A4：有効ではありません。安定ヨウ素剤の効果は、放射性ヨウ素が甲状腺に集積することを防いだり集積する量を低減したりすることに限定されています。他の放射性核種による被ばくには全く効果がありません。

Q5：安定ヨウ素剤の代わりになるものはありますか？

A5：昆布やわかめなどの海藻などはヨウ素を比較的多く含む食品ですが、仮に安定ヨウ素剤と同量のヨウ素を含む食品を摂取したとしても、消化・吸収に時間がかかるため、安定ヨウ素剤と同じ効能又は効果は期待できません。また、ヨウ素を含む医薬品（うがい薬・消毒薬等）はそもそも服用することを前提としておらず、ヨウ素以外の成分が多く含まれており、服用することは大変危険な行為です。したがって、安定ヨウ素剤の代わりに、ヨウ素が含まれる医薬品や食品を摂取してはいけません。

Q6：安定ヨウ素剤はいつ服用するのですか？

A6：安定ヨウ素剤は、国（原子力規制委員会）の判断により、国（原子力災害対策本部）又は地方公共団体が服用を指示します。

Q7：丸剤の服用が難しい人はどうすればいいですか？

A7：丸剤の服用が困難な場合は、服薬補助ゼリー、とろみ調整剤等の服薬補助剤を使用することで服用が容易になる場合があります。また、ゼリー剤又は散剤から調製した液状の安定ヨウ素剤を使用することもできます。適切な服用方法については医師、薬剤師、保健師等にご相談ください。

Q8：40歳以上の人には事前配布はしないのでしょうか？

A8：40歳以上であっても、妊婦、授乳婦及び事前配布の時点で妊娠の希望がある女性については、お腹の赤ちゃん（胎児）、母乳を飲んでいる赤ちゃん（乳児）は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくへの健康影響を受けやすいため、事前配布の対象者です。

Q9：副作用が心配です。安定ヨウ素剤を服用しても大丈夫でしょうか？

A9：安定ヨウ素剤の主成分は昆布だしなどの様々な食品に含まれる成分であり、添加物も食品等に含まれる安全性が高いものであることから、アレルギー反応などが生じる可能性は非常に低いです。また、1回の服用で、甲状腺ホルモンの分泌に影響する可能性は非常に低く、副作用の心配はほとんどありません。副作用による健康影響へのリスクよりも、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくへのリスクの方が大きいため、特に妊婦、授乳婦及び子どもは、服用の指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する必要があります。

Q10：安定ヨウ素剤はどのように保管すればよいですか？

A10：安定ヨウ素剤は直射日光の当たらない、湿気の少ない場所に保管して下さい。また、温度が高い場所（夏の車中、火元の近くなど）に長期間放置することは避けて下さい。薬箱のように覚えやすい場所や非常時に必ず持ち出す防災用品の中に一緒に入れておくという工夫も良いでしょう。

Q11：安定ヨウ素剤に使用期限はありますか？

A11：安定ヨウ素剤の使用期限は、丸剤は5年間、ゼリー剤及び散剤は3年間です。受取りの際に、使用期限を確認し、使用期限が切れる前に新しいものと交換して下さい。

Q12：引っ越しなどで安定ヨウ素剤が不要となったらどうすればいいですか？

A12：安定ヨウ素剤は、第三者に譲り渡すことや配布された者以外の者に服用させてはいけません。不要となった安定ヨウ素剤を保有している場合には、配布した市又は薬局に返却して下さい。

以上

避難先現地本部運営マニュアル

日立市総務部
原子力安全対策課

1 避難先現地本部運営マニュアルについて

本マニュアルは、日立市地域防災計画（原子力災害対策計画編）及び日立市原子力災害広域避難計画に基づき、原子力災害時における本市住民の避難開始にあわせ、避難先市町村内に設置する避難先現地本部において、市職員が行う業務についてまとめ、同本部の円滑な設置及び運営に資することを目的とする。

2 避難先現地本部とは

避難先現地本部は、原子力災害時において広域避難を実施した場合、避難先市町村の避難中継所内に設置する組織であり、避難の進捗状況、避難経路の状況、避難中継所や避難所における避難者の状況及び避難所における物資の状況などについて、日立市と避難先市町村の間において円滑な情報連絡・調整を行う。

3 設置判断基準

(1) P A Zに避難指示が出された場合

ア 設置を判断する状況

原子力災害対策指針に基づく警戒事態が発生し、施設敷地緊急事態へ進展するおそれがある場合

イ 設置の決定

国からの施設敷地緊急事態要避難者への避難指示に合わせ、P A Z該当地区に対応する避難中継所への設置について、災害対策本部において本部長（市長）が判断する。

(2) U P Zに避難指示等が出された場合

ア 設置を判断する状況

内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言後、O I Lに基づく避難^{※1}又は一時移転^{※2}の指示が出された場合

イ 設置の決定

O I Lに基づく避難又は一時移転の指示が出された地区の避難中継所への設置について、災害対策本部において本部長（市長）が判断する。

※1 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やか（1日以内）に離れること

※2 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度）の内に当該地域から離れること

4 避難先現地本部要員及びその役割

現地本部要員は現地本部責任者及び現地本部運営員で構成する。

(1) 避難先現地本部責任者

人数：1人

役割：避難先現地本部運営に係る総指揮

(2) 避難先現地本部運営員

人数：4人

役割：ア 市災害本部との通信連絡

イ 避難中継所との情報連絡・共有、調整

5 活動のフロー



6 資機材等

避難先現地本部要員は、表1の資機材等を携行し、指定された避難中継所に移動する。

表1 資機材等一覧

No.	品目	数量	No.	品目	数量
1	I P無線機 (予備バッテリー、充電器、イヤホン)	1機	5	地図 (日立市全図、避難先市町村全図)	2セット
2	パソコン	1台	6	拡声器	1台
3	モバイルルータ	1台	7	携行食料	必要数
4	文具類 (運営本部用)	1セット	8	避難先現地本部運営マニュアル	2冊

7 避難先市町村への移動

避難経路である高速道路を使用して避難先市町村へ移動することを原則とする。

ただし、市災害対策本部から移動経路について別途指示があった場合は、これに従う。

移動の際、事故や渋滞など、避難経路上に住民避難の阻害となるものを確認した場合は、速やかに市災害対策本部に報告する。

8 避難先現地本部の開設

避難中継所職員と調整し、避難先現地本部の設置場所を確保する。

避難中継所から机、いす等を借り上げ、持参した資機材を展開する。

避難先現地本部の開設が完了した旨、災害対策本部へ連絡する。この際、I P無線機及び電子メールの通信状況を確認する。

9 避難先現地本部の運営

市災害対策本部から受けた情報を避難先市町村の避難中継所に伝達する。また、避難中継所で収集した避難者等の情報を市災害対策本部へ報告する。

避難先現地本部の開設状況等については様式1により、電子メール及びI P無線機で市災害対策本部へ報告する。

【避難先現地本部の役割】

避難先現地本部の主な役割は、以下のとおりとする。

ア 災害対策本部から得られる避難状況に関する情報の避難中継所への伝達

イ 各避難所で作成し避難中継所に集約される避難者名簿の収集及び災害対策本部との共有

ウ 避難者からの相談対応

エ 災害対策本部及び他地区の避難先現地本部との情報共有、支援協力

オ 所管する各避難所における避難物資の需要状況の把握及び手配、避難所間での過不足の調整

表2 活動チェックリスト

避難中継所から収集する情報	避難中継所へ伝達する情報
<input type="checkbox"/> 避難先現地本部等状況報告書（様式1）	<input type="checkbox"/> 避難指示の発出時刻及び内容
	<input type="checkbox"/> 一時集合場所利用者数（該当地区のみ）
避難所から収集する情報	<input type="checkbox"/> 避難バスの位置情報、到着予想時刻
<input type="checkbox"/> 避難物資の需給状況	<input type="checkbox"/> その他市災害対策本部の指示事項

(様式1)

避難先現地本部等状況報告書

報告日時	
現地本部責任者	
緊急連絡先	

1 避難先現地本部の状況

避難先市町村名	
避難中継所名	
現地本部開設日時	

2 避難中継所の状況 (〇〇月〇〇日 ●● : ●●現在)

避難中継所開設日時			
避難者割振り数 (累積)	世帯		人
開設済みの避難所数			

3 避難所の状況 (〇〇月〇〇日 ●● : ●●現在)

避難所名							
開設日時							
避難者数	世帯	人	世帯	人	世帯	人	人

4 その他連絡事項

緊急事態区分別広報文（例）

【警戒事態】

こちらは、防災ひたちです。

日立市災害警戒体制本部からお知らせします。

本日●●時●●分に、東海第二発電所で事故が発生しました。

今後の状況によっては避難や、建物の中へ入るよう指示をすることがありますので、外出は控え、防災無線やテレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

なお、大みか・久慈・坂下地区においては、高齢の方や障がいのある方など、避難に時間のかかる方は避難準備を始めてください。

市では、今後も状況をお知らせしますので、住民の皆さまは落ち着いて行動してください。

【Alert】

An urgent announcement from Hitachi Disaster Alert Headquarters.

There has been an accident at the Tokai Second Power Plant at ●● o' clock ●●minutes.

Depending on the situation, there may be instructions to evacuate or take shelter inside buildings.

To ensure your safety, we strongly advise you to avoid going outside and stay informed by closely monitoring updates through disaster prevention radios, television, radio, and other reliable sources of information.

For those living in the areas of Omika, Kuji , or Sakashita , it is crucial that individuals who may require additional time to evacuate, particularly the elderly or disabled, should make preparations without delay.

The city will continue providing updates on the situation, and we ask all residents to remain calm and act accordingly.

【施設敷地緊急事態】

こちらは、防災ひたちです。

日立市災害対策本部からお知らせいたします。

本日、●●時●●分に、東海第二発電所で事故が発生しました。

大みか・久慈・坂下地区においては、高齢の方や障がいのある方など、避難に時間のかかる方は避難を始めてください。

バスで避難をする方は、大みか小学校、久慈小学校、坂本小学校、久慈川日立南交流センターに集まってください。そのほかの方は、避難の準備を始めてください。

また、大みか学区、久慈学区、坂下地区を除く市内全域においては、建物内にとどまる屋内退避の準備を始めてください。

市では、今後も状況をお知らせしますので、住民の皆さまは落ち着いて行動してください。

【Site-area Emergency】

An urgent announcement from Hitachi Disaster Alert Headquarters.

There has been an accident at the Tokai Second Power Plant at ●o' clock ●minutes.

For those living in the areas of Omika, Kuji, or Sakashita, it is crucial that individuals who may require additional time to evacuate, particularly the elderly or disabled, should begin evacuation.

If you plan to evacuate by bus, please gather at Omika Elementary School, Kuji Elementary School, Sakamoto Elementary School, and Kuji Gawa Hitachi Minami Community Center.

Please make necessary preparations for evacuation for those not evacuating by bus.

Moreover, people throughout the city, except for Omika, Kuji and Sakashita areas, should be ready for indoor sheltering by staying inside buildings.

The city will continue providing updates on the situation, and we ask all residents to remain calm and act accordingly.

【全面緊急事態（P A Z避難指示）】

こちらは、防災ひたちです。

日立市災害対策本部からお知らせいたします。

東海第二発電所の事故に対し、原子力緊急事態宣言が発令されました。

大みか・久慈・坂下地区においては、安定ヨウ素剤を服用し、避難を始めてください。

バスで避難をする方は、大みか小学校、久慈小学校、坂本小学校、久慈川日立南交流センターに集まってください。

また、大みか・久慈・坂下地区を除く市内全域においては、建物の中に入り、窓を閉めるなど、外の空気が入らないようにしてください。

市では、今後も状況をお知らせしますので、住民の皆さまは落ち着いて行動してください。

【General Emergency】

This is an announcement from Hitachi Disaster Alert Headquarters.

We would like to inform you of an accident that occurred at the Tokai Second Power Plant, and a nuclear emergency declaration has been issued as a result.

If you live in Omika, Kuji, or Sakashita areas, we urge you to take a distributed dose of stable iodine and evacuate the area immediately.

For those evacuating by bus, please gather at Omika Elementary School, Kuji Elementary School, Sakamoto Elementary School, and Kujigawa Hitachi Minami Community Center.

Moreover, for residents of the entire city, except for the Omika, Kuji, and Sakashita areas, we advise you to remain indoors, close all windows, and ensure that outside air does not enter.

The city will continue providing updates on the situation, and we ask all residents to remain calm and act accordingly.

【全面緊急事態（O I L 1）】

こちらは防災ひたちです。

日立市災害対策本部からお知らせいたします。

東海第二発電所の事故により、●●学区、■ ■学区及び▲▲学区に対し、避難の指示を発令します。

避難の準備ができ次第、安定ヨウ素剤を受け取り、1日以内に避難を始めてください。なお、安定ヨウ素剤の緊急配布場所は、各地区の一時集合場所の○○、□□及び△△です。

避難に際しては、次の場所で必ず避難退域時検査を受けてください。検査場所は、◎◎、◇◇及び▽▽です。

なお、●●学区、■ ■学区及び▲▲学区以外の地区においては、屋内退避を続けてください。

市では、今後も状況をお知らせしますので、住民の皆さまは落ち着いて行動してください。

【General Emergency（O I L 1）】

This is an announcement from Hitachi Disaster Alert Headquarters.

Due to the accident at the Tokai Second Power Plant, we strongly advise residents in the area of ●●, ■ ■, and ▲▲ to start evacuation immediately.

Once you have completed your evacuation preparations, we urge you to evacuate within 24 hours and obtain stable iodine tablets. Please note that emergency distribution location for stable iodine tablets are available at the temporary assembly points in each district, namely, ○○, □□, and △△.

As part of the evacuation procedures, please ensure that you undergo an evacuation inspection at the following locations : ◎◎, ◇◇, and ▽▽.

For areas other than ●●, ■ ■ and ▲▲, we recommend that you continue to seek shelter indoors.

The city will continue to provide updates on the situation, so we urge all residents to remain calm and act accordingly.

【全面緊急事態（O I L 2）】

こちらは防災ひたちです。

日立市災害対策本部からお知らせいたします。

東海第二発電所の事故により、●●学区、■ ■学区及び▲▲学区に対し、一時移転の指示を発令します。

一時移転の準備ができ次第、安定ヨウ素剤を受け取り、1週間以内に一時移転を始めてください。なお、安定ヨウ素剤の緊急配布場所は、各地区の一時集合場所の○○、□□及び△△です。

一時移転に際しては、次の場所で必ず避難退域時検査を受けてください。検査場所は、◎◎、◇◇及び▽▽です。

なお、●●学区、■ ■学区及び▲▲学区以外の地区においては、屋内退避を続けてください。

市では、今後も状況をお知らせしますので、住民の皆さまは落ち着いて行動してください。

【General Emergency（O I L 2）】

This is an announcement from Hitachi Disaster Alert Headquarters.

Due to the accident at the Tokai Second Power Plant, we strongly recommend that residents in the area of ●●, ■ ■, ▲▲, should start preparing for a temporary move.

Once you have completed your preparations, please receive stable iodine tablets and begin your temporary move within a week. Please note that emergency distribution locations for stable iodine are available at the temporary assembly points in each district, namely,○○,□□and △△.

As you temporarily relocate, please undergo evacuation inspection at the following locations : ◎◎,◇◇, and ▽▽.

For residents of areas other than ●●, ■ ■, ▲▲, we advise that you continue indoor sheltering until further notice .

The city will continue to provide updates on the situation, so we urge all residents to stay calm and act accordingly.

緊急事態区分に応じた指示等一覧

No.	緊急事態区分	担 当	内 容	備考	資料名等
1	—		原子力事故の発生		
2	(情報収集事態)	原子力事業者	事故・故障・トラブル等の連絡	FAX	事故・故障・トラブル等連絡票
3	警戒事態	原子力事業者	警戒事態該当事象の連絡	FAX	警戒事態該当事象発生連絡文
4		国 (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部)	警戒事態の要請 (第1段階、第2段階)	FAX	警戒事態要請文
5		市	「警戒体制本部会議」の設置		
【警戒事態における指示等一覧】 (総務部) <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ 地区の在宅の避難行動要支援者へ「避難準備要請」※避難情報配信システム等 ・いわき市、田村市へ「本市市民の受入照会」「受入要請」 ・市民へ「広報実施」 ・支所へ「来所者の早期帰宅要請」 ・警察、自衛隊へ「連絡、情報共有」 ・PAZ 地区の一時集合場所の「携行品準備」、要員への「準備連絡」 ・現地本部要員への「準備連絡」 (保健福祉部) <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ 地区の公立社会福祉施設、グループホームへ「入所者の避難準備要請」 ・保育園等の幼児施設へ「園児等の引渡し、屋内退避開始連絡」 (教育委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、特別支援学校へ「生徒の引渡し、屋内退避開始連絡」 ・図書館、郷土博物館、スポーツ関連施設へ「来館者の早期帰宅要請」 (産業経済部) <ul style="list-style-type: none"> ・経済団体、業界団体へ「従業員等の早期帰宅要請」 ・観光施設、商業施設へ「来館者の早期帰宅要請」 (生活環境部) <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ 地区の交流センターへ「在宅の避難行動要支援者への避難準備連絡」 ・交流センター、シビックセンター、市民会館へ「来館者の早期帰宅要請」 (市長公室) <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害広報班及び住民問合せ窓口の設置 ・市民へ「広報実施」 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設へ「利用者等の一時滞在者の早期帰宅要請」 					
6	施設敷地緊急事態	原子力事業者	施設敷地緊急事態の連絡	FAX	特定事象発生通報文 (10条通報)
7		国 (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部)	施設敷地緊急事態該当の要請	FAX	施設敷地緊急事態要請文
8		市	「災害対策本部」の設置		
【施設敷地緊急事態における指示等一覧】 (総務部) <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ 地区の在宅の避難行動要支援者、その支援者へ「避難開始指示」 ・PAZ 地区の「一時集合場所開設」 ・放射線防護施設の「受入準備開始」 ・茨城県へ「避難行動要支援者の避難に必要なバス、福祉車両要請」 ・いわき市、田村市へ「避難中継所等開設要請」 ・市民へ「広報実施」 ・現地本部要員の「派遣」 ・警察、自衛隊、日本原電へ「連絡員派遣要請」 					

No.	緊急事態区分	担 当	内 容	備考	資料名等
			(保健福祉部) ・PAZ 地区の社会福祉施設、病院へ「入所、入院患者の避難開始指示」 ・保育園等の幼児施設へ「園児の引渡し、屋内退避継続指示」 (教育委員会) ・小中学校、特別支援学校へ「生徒の引渡し、屋内退避継続指示」 (都市建設部) ・いわき市、田村市への避難経路の「道路状況確認」 (市長公室) ・市民へ「広報実施」		
9	全面緊急事態 (放射性物質の 放出前)	原子力事業者	全面緊急事態の連絡	FAX	特定事象発生通報 文 (15 条該当)
10		国 (内閣府)	原子力緊急事態宣言	FAX	宣言文 指示文 公示分
11		市	「災害対策本部」の継続		
			【全面緊急事態 (放射性物質放出前) における指示等一覧】 (総務部) ・茨城県へ「避難に必要なバス車両要請」 ・いわき市、田村市へ「本市市民の受入継続要請」 ・PAZ 地区の一時集合場所へ「全面緊急事態発生連絡」 ・警察へ「交通規制、広報車要請」 ・市民へ「広報実施」 (PAZ 地区：避難開始、UPZ 地区：屋内退避開始) (保健福祉部) ・PAZ 地区の幼児施設へ「園児の引渡し中止、学校避難開始指示」 ・UPZ 内の幼児施設へ「屋内退避継続指示」 (教育委員会) ・PAZ 地区の小中学校へ「生徒の引渡し中止、学校避難開始指示」 ・UPZ 地区の小中学校、特別支援学校へ「屋内退避継続指示」 (市長公室) ・市民へ「広報実施」 (PAZ 地区：避難開始、UPZ 地区：屋内退避開始)		
12	全面緊急事態 (放射性物質の 放出後)	国・県	緊急時モニタリングの実施 ・モニタリングポスト (市内 10 か所) ・モニタリングカー ・サーバイメーター等		
13		市	「災害対策本部」の継続		
			【全面緊急事態 (放射性物質放出後) における指示等一覧】 (総務部) [20 μ SV/h 以下] ・屋内退避継続 ・0.5 μ SV/h を超えた地区：住民への飲食物摂取制限 [20 μ SV/h 超過] ・500 μ SV/h を超えた地区：住民の避難開始 (一日以内) ・20 μ SV/h を超えた地区：住民の一時移転開始 (一週間以内) ・避難等対象地区の「一時集合場所開設」 ・避難先市町村へ「避難中継所等開設要請」 ・避難先市町村へ「現地本部要員派遣」 (市長公室) ・市民へ「広報実施」		
14		県	避難退域時検査の実施		

事故情報等連絡先一覧

市は、原子力災害が発生した際に、原子力発電所からの事故情報や緊急事態区分ごとに定められた避難、屋内退避等の防護措置の実施について、市民に対して迅速に広報を実施するとともに市民が所在する施設及び関係機関等に情報伝達を行う。

当該一覧に記載される施設等については、市民等の確実な防護措置の実施のため、電話・FAX・メール等を活用し、個別に情報を伝達するとともに、避難状況の確認を行うこととする。

1 学校、教育関係

No	区 分	県	市	所管課
1	幼稚園・保育園（公立、私立）		●	子ども施設課
2	小中学校（公立）		●	学務課
3	日立特別支援学校		●	学務課
4	高等学校（県立）	●		（県教育委員会）
5	小中学校、高等学校（私立）	●		（県教育委員会）
6	大学	●		（内閣府）（県原子力安全対策課）

2 医療機関、社会福祉施設 ※別紙一覧のとおり

No	区 分	県	市	所管課
1	医療機関	●		（県保健医療部）
2	社会福祉施設（民間） （グループホーム除く）	●		（県福祉部）
3	社会福祉施設（民間） （グループホーム）		●	介護保険課
4	社会福祉施設（公立）		●	障害福祉課、高齢福祉課

3 事業所等

No	区 分	所管課
1	日立商工会議所	商工振興課
2	日立市十王商工会	商工振興課
3	日立製作所工業協同組合	商工振興課
4	久慈鉄工協同組合	商工振興課
5	国分協同組合	商工振興課
6	日立南工業団地協同組合	商工振興課
7	日立中央工業協同組合	商工振興課
8	久慈町漁業協同組合 （会瀬支部、河原子出張所を含む）	農林水産課
9	久慈浜丸小漁業協同組合	農林水産課
10	川尻漁業協同組合	農林水産課
11	久慈浜水産加工業協同組合	農林水産課
12	常陸農業協同組合	農林水産課
13	日立市多賀農業協同組合	農林水産課
14	十王物産センター鶴喜鶴喜	農林水産課

4 観光施設等

No	区 分	所管課
1	吉田正音楽記念館	文化・国際課
2	角記念市民ギャラリー	文化・国際課
3	かみね動物園	かみね公園管理事務所
4	かみね遊園地・レジャーランド	かみね公園管理事務所
5	奥日立きららの里	にぎわい施設課
6	鶴来来の湯十王	にぎわい施設課
7	久慈サンピア日立 (スポーツセンター含む)	にぎわい施設課
8	たかはら自然体験交流施設	にぎわい施設課
9	ホリゾンかみね	にぎわい施設課
10	市内海水浴場	にぎわい施設課
11	ヒタチエ	商工振興課
12	会瀬青少年の家	女性若者支援課
13	かみすわ自然の村かみすわ山荘	女性若者支援課

5 公共施設

No	区 分	所管課
1	各支所	総務課
2	各交流センター	コミュニティ推進課
3	日立・多賀市民会館	文化・国際課
4	日立シビックセンター	文化・国際課
5	女性センター	女性若者支援課
6	金沢葬祭場	環境推進課
7	各火葬場	環境推進課
8	エコクリーンかみね	清掃センター
9	記念・多賀・十王・南部図書館	生涯学習課
10	視聴覚センター	生涯学習課
11	暇修館	生涯学習課
12	郷土博物館	生涯学習課
13	子どもセンター	子育て支援課
14	子どもすくすくセンター	子育て支援課

6 スポーツ関連施設

No	区 分	所管課
1	市民運動公園	スポーツ振興課
2	日立・多賀武道館	スポーツ振興課
3	折笠・諏訪・十王・河原子北浜・ 中里スポーツ広場	スポーツ振興課

病院（茨城県 保健政策課）

No	区分	施設名	所在	電話 F A X
1	P A Z	大原神経科病院（放射線防護施設）	319-1221 日立市大みか町1-13-18	52-4352 52-4135
2	P A Z	(医)仁愛会 日立おおみか病院	319-1221 日立市大みか町2-22-30	52-4455 52-4456
3	P A Z	回春荘病院（放射線防護施設）	319-1221 日立市大みか町6-17-1	52-3115 52-6296
4	P A Z	(医)群羊会 久慈茅根病院（放射線防護施設）	319-1222 日立市久慈町4-16-10	52-2119 53-9933
5	P A Z	日立港病院	319-1223 日立市みなと町11番10号	52-3576 52-5116
6	P A Z	(医)一誠会川崎病院	319-1234 日立市大和田町字笠井田1862番地2	52-1170 52-1171
7	P A Z	(医)聖麗会聖麗メモリアル病院	319-1235 日立市茂宮町841	52-8500 52-8511
8	U P Z	日立梅ヶ丘病院（放射線防護施設）	316-0012 日立市大久保町2409-3	34-2103 33-1800
9	U P Z	ひたち医療センター	316-0036 日立市鮎川町2-8-16	36-2551 35-7816
10	U P Z	(医)日鉱記念病院	317-0055 日立市宮田町1-4-1	24-1212 24-1216
11	U P Z	(医)ここの実会嶋崎病院	317-0076 日立市会瀬町3-23-1	36-7070 36-7099
12	U P Z	(株)日立製作所日立総合病院	317-0077 日立市城南町2-1-1	23-1111 23-8320
13	U P Z	永井ひたちの森病院	319-1413 日立市小木津町966	44-8800 42-4843
14	U P Z	田尻ヶ丘病院	319-1416 日立市田尻町3-24-1	43-2323 43-4777

障害者児入所施設等（日立市 障害福祉課）

No	区分	施設名	所在	電話 F A X
1	P A Z	日立市大みかけやき荘	〒319-1221 日立市大みか町6-17-50	53-2331 53-2332

養護老人ホーム（日立市 高齢福祉課）

No	区分	施設名	所在	電話 F A X
1	U P Z	日立市かねはた老人ホーム	〒316-0022 日立市大沼町3-25-10	25-6155 25-6159

特別養護老人ホーム（茨城県 長寿福祉課）

No	区分	施設名	所在	電話 F A X
1	P A Z	成華園サテライト	〒319-1222 日立市久慈町3-18-11	33-6161 33-6162
2	P A Z	成華園（放射線防護施設）	〒319-1222 日立市久慈町4-19-21	54-2385 53-9222
3	P A Z	石名坂聖孝園	〒319-1225 日立市石名坂町2丁目16番1号	32-7211 32-7221
4	P A Z	MAO(まお)（放射線防護施設）	〒319-1232 日立市下土木内町545-1	28-0555 54-2631
5	U P Z	山水苑	〒311-0404 日立市下深萩町1770	59-0332 59-0323
6	U P Z	小咲園	〒316-0001 日立市諏訪町5-5-1	35-9000 35-8911
7	U P Z	さくら館サテライト	〒316-0002 日立市桜川町1-1-1	28-5212 38-3063
8	U P Z	金沢弁天園（放射線防護施設）	〒316-0014 日立市東金沢町4-16-10	28-7680 34-1071
9	U P Z	鮎川さくら館	〒316-0035 日立市国分町3-12-10	36-7300 36-7562
10	U P Z	日立市萬春園	〒316-0036 日立市鮎川町2-6-38	37-3060 37-3078
11	U P Z	ひたちの森すこやかビレッジ	〒317-0052 日立市東滑川町5-10-3	32-7788 32-7789
12	U P Z	山水苑サテライト	〒317-0064 日立市神峰町1-8-6	33-5830 33-5832
13	U P Z	銀砂台助川サテライト	〒317-0071 日立市鹿島町2-5-15	59-3300 59-3301
14	U P Z	福祉の森聖孝園	〒319-1305 日立市十王町高原333-6	39-1166 39-1167
15	U P Z	サン豊浦	〒319-1411 日立市川尻町稲荷作758-27	43-1133 43-1144
16	U P Z	一想園	〒319-1416 日立市田尻町2-8-10	43-0990 44-8688
17	U P Z	銀砂台	〒319-1418 日立市砂沢町尾ノ作1155-1	43-2233 43-2234

軽費老人ホーム（茨城県 長寿福祉課）

No	区分	施設名	所在	電話 F A X
1	U P Z	小咲園	〒316-0001 日立市諏訪町5-5-1	35-9000 35-8911
2	U P Z	豊浦の郷	〒319-1411 日立市川尻町773-1	42-5656 42-5661
3	U P Z	あざみ荘	〒319-1411 日立市川尻町字稲荷作758-27	43-1133 43-1144

サービス付き高齢者向け住宅（茨城県 長寿福祉課）

No	区分	施設名	所在	電話 F A X
1	P A Z	ご長寿くらぶ 日立おおみか	〒319-1221 日立市大みか町3-16-22	33-8912 33-8913
2	P A Z	まつの木の家	〒319-1225 日立市石名坂町2-4-1	33-5505 33-5505
3	U P Z	ご長寿くらぶ日立諏訪Ⅱ	〒316-0001 日立市諏訪町4-29-15	87-8885 37-8886
4	U P Z	常陸多賀メディエートプラザ	〒316-0003 日立市多賀町2-19-10	080-5381-4115 35-4115
5	U P Z	ご長寿くらぶ日立大久保	〒316-0012 日立市大久保町4-7-15	87-7110 87-7111
6	U P Z	まごころの家大久保	〒316-0012 日立市大久保町5-4-24	25-7588 25-7588
7	U P Z	リライフ根道ヶ丘	〒316-0022 日立市大沼町4-9-11	25-6653 33-7666
8	U P Z	ほっと・ハウスおおぬま	〒316-0023 日立市東大沼町4-2-20	33-6317 33-6318
9	U P Z	オアシス日立シーサイド館	〒316-0023 日立市東大沼町4-29-27	33-7588 33-8287
10	U P Z	サービス付き高齢者向け住宅 みずき泉の杜	〒316-0024 日立市水木町2-23-22	87-7724 87-7725
11	U P Z	サービス付き高齢者向け住宅 みずき桜の杜	〒316-0024 日立市水木町2-25-3	85-6800 85-6836
12	U P Z	ケアビレッジ池の川	〒316-0033 日立市中成沢町1-16-10	21-3488 21-3477
13	U P Z	あおぞらニュータウン日立館	〒316-0033 日立市中成沢町4-16-7	33-7564 33-7814
14	U P Z	ご長寿くらぶ 日立滑川	〒317-0052 日立市東滑川町4-15-1	32-5510 32-5520
15	U P Z	ひふみ館 神峰の森	〒317-0054 日立市本宮町1-2-13	33-6000 33-6100
16	U P Z	ふらわあ館 宮田	〒317-0055 日立市宮田町4-10-8	33-6528 33-6529
17	U P Z	ケアビレッジ日立	〒317-0071 日立市鹿島町1-11-12	21-3488 21-3477
18	U P Z	ふるさとホーム日立	〒319-1411 日立市川尻町3-17-13	44-7121 42-5370
19	U P Z	まごころの家日立北	〒319-1411 日立市川尻町7-31-7	25-3133 25-3133
20	U P Z	ひふみ館 ひたちの森レジデンス	〒319-1413 日立市小木津町2-8-1	33-8884 33-8820

住宅型有料老人ホーム（茨城県 長寿福祉課）

No	区分	施設名	所在	電話 F A X
1	P A Z	まごころの家 南高野	〒319-1414 日立市南高野2丁目17番5号	59-3211 52-5552
2	U P Z	ひまわりハウス諏訪	〒316-0001 日立市諏訪町1-20-6	28-5833 35-7151
3	U P Z	ご長寿くらぶ 日立諏訪 I	〒316-0001 日立市諏訪町4丁目14番3号	87-6375 87-6376
4	U P Z	まごころの家 すえひろ	〒316-0006 日立市末広町5-6-8	28-5560 28-5560
5	U P Z	かみーら	〒316-0015 日立市金沢町3-19-14	33-8350 33-8351
6	U P Z	まごころの家 塙山	〒316-0015 日立市金沢町2-5-43	28-5600 28-5600
7	U P Z	まごころの家 金沢	〒316-0015 日立市金沢町4-20-10	25-7607 25-7607
8	U P Z	まごころの家 大沼	〒316-0022 日立市大沼町3-16-35	33-9151 38-7210
9	U P Z	ご長寿くらぶ 日立大沼	〒316-0023 日立市東大沼町3-31-16	32-5777 32-5776
10	U P Z	ご長寿くらぶ 日立大沼 II	〒316-0023 日立市東大沼町3-31-15	32-5777 32-5776
11	U P Z	まごころの家 森山	〒316-0025 日立市森山町2-26-7	29-1655 29-1655
12	U P Z	まごころの家 鮎川	〒316-0036 日立市鮎川町6-11-30	87-7566 36-5187
13	U P Z	クローバーの丘	〒317-0051 日立市滑川本町2-5-50	22-7366 51-4504
14	U P Z	ご長寿くらぶ 日立本宮	〒317-0054 日立市本宮町5-8-21	87-8775 87-8776
15	U P Z	まごころの家 宮田	〒317-0055 日立市宮田町4丁目6-2	33-9730 24-7880
16	U P Z	シニアハウス助川	〒317-0065 日立市助川町4-8-4	33-6811 21-3477
17	U P Z	ケアステージ鹿島	〒317-0071 日立市鹿島町2-13-7	32-7722 21-3488
18	U P Z	あじさい苑	〒317-0072 日立市弁天町2丁目21番18	87-6726 87-6787
19	U P Z	まごころの家 小木津	〒319-1413 日立市小木津町3-20-7	25-9066 25-9066
20	U P Z	ひたちの森 シニア館	〒319-1413 日立市小木津町1020	44-8171 43-8871
21	U P Z	まごころの家 日高	〒319-1414 日立市日高町4-6-9	85-6500 43-2012

介護付有料老人ホーム（茨城県 長寿福祉課）

No	区分	施設名	所在	電話 F A X
1	U P Z	らいふアシスト・泉ヶ森	〒316-0024 日立市水木町2-20-1	53-9800 53-9805
2	U P Z	らいふアシスト・泉ヶ森・南館	〒316-0024 日立市水木町2-20-5	53-9800 53-4338
3	U P Z	ヴィラまごころ大みか	〒316-0025 日立市森山町3-17-41	33-6557 54-1131

介護老人保健施設（茨城県 長寿福祉課）

No	区分	施設名	所在	電話
1	P A Z	日立南ヘルシーセンター (放射線防護施設)	〒319-1221 日立市大みか町6-17-1	52-6825
2	U P Z	藍	〒316-0013 日立市千石町2-11-14	33-2122
3	U P Z	シニア健康センターしおさい	〒316-0035 日立市国分町3-6-1	34-6611
4	U P Z	さくら日立	〒317-0077 日立市城南町1-1-11	22-8811
5	U P Z	ひたちの森ハピネス	〒319-1301 日立市十王町伊師725-1	20-6699
6	U P Z	田尻ヶ丘ヘルシーケア	〒319-1416 日立市田尻町2-8-11	43-6343

認知症高齢者グループホーム(日立市 介護保険課)

No	区分	施設名	所在	電話
1	P A Z	グループホーム 久慈浜	〒319-1222 日立市久慈町3-4-14	52-6673
2	P A Z	グループホームMAO	〒319-1223 日立市みなと町10-10	25-5522
3	U P Z	グループホームあさがお	〒316-0023 日立市東大沼町1-29-30	87-9233
4	U P Z	グループホームさくらんぼ	〒316-0002 日立市桜川町1-1-1	38-3061
5	U P Z	グループホーム ことぶき	〒316-0012 日立市大久保町2409-2	34-3338
6	U P Z	グループホーム べんてん	〒316-0014 日立市東金沢町2-14-19	28-5680
7	U P Z	愛の家グループホーム日立森山町	〒316-0025 日立市森山町1-11-3	29-2530
8	U P Z	グループホーム ユートピア	〒316-0034 日立市東成沢町3-23-13	25-7322
9	U P Z	グループホーム ユートピア アネックス	〒316-0034 日立市東成沢町3-23-3	25-7366
10	U P Z	ひふみ館 神峰の森	〒317-0054 日立市本宮町1-2-13	33-6000
11	U P Z	グループホーム あじさい	〒317-0063 日立市若葉町3-12-12	87-8215
12	U P Z	グループホーム東海荘ひだまり	〒317-0071 日立市鹿島町2-12-9	23-3511
13	U P Z	グループホームハーモニー	〒319-1301 日立市十王町伊師3458-1	39-3232
14	U P Z	グループホーム 木の実	〒319-1303 日立市十王町友部東2-1-19	39-6841
15	U P Z	グループホーム 福祉の森 聖孝園	〒319-1305 日立市十王町高原333-6	39-1166
16	U P Z	ひたちの森ガーデン	〒319-1413 日立市小木津町1020	44-8800
17	U P Z	グループホーム 銀友	〒319-1413 日立市小木津町1-28-25	43-8741
18	U P Z	グループホーム花樹ひたち	〒319-1414 日立市日高町2-7-10	85-7008

広域避難情報収集先一覧

【気象状況】

機 関	確認内容	問合せ先	市担当課
水戸地方気象台	・茨城県内の気象状況	029-224-1105	環境推進課
日立市天気相談所	・日立市内の気象状況	0294-22-5520	環境推進課
福島地方気象台	・福島県内の気象状況	024-534-2161	環境推進課

【交通状況】

機 関	確認内容	問合せ先 (HP 検索)	市担当課
茨城交通(株) 日立オフィス 運輸部運輸課	・バスの運行状況	0294-32-7380	防災対策課
椎名観光(株)	・バスの運行状況	0294-39-5506	防災対策課
東日本旅客鉄道(株) (JR 東日本)	・電車の運行状況	「JR 東日本 運行状況」で検索	防災対策課

【ライフライン状況】

機 関	確認内容	問合せ先 (HP 検索)	市担当課
日立市企業局水道課	・供給状況	0294-22-3111	水道課
日立市企業局浄水課	・取水状況	0294-52-3628	浄水課
日立市企業局下水道課	・処理状況	0294-22-3111	下水道課
東京電力パワーグリッド(株)	・停電状況	「東京電力 停電」で検索	防災対策課
東京ガス(株) 日立支店	・都市ガスの供給状況	0294-21-6071	防災対策課
東日本電信電話(株) 茨城支店 (NTT 東日本)	・通信状況	「NTT 通信障害」で検索	防災対策課
(株)NTT ドコモ (docomo)	・通信状況	「docomo 通信障害」で検索	防災対策課
KDDI (株) (au)	・通信状況	「au 通信障害」で検索	防災対策課
ソフトバンク(株) (Softbank)	・通信状況	「Softbank 通信障害」で検索	防災対策課
(株)JWAY	・通信状況	0294-22-3080	防災対策課

【道路状況】

機 関	確認内容	問合せ先	市担当課
東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	・高速道路の状況	029-252-6151	道路管理課
日立市道路管理課	・市道の状況	0294-22-3111	道路管理課
茨城県土木部 高萩工事事務所 道路管理課	・3 桁国道及び県道の状況	0293-22-2175	道路管理課
国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所 日立国道出張所	・6 号国道の状況	0294-23-3455	道路管理課
東日本高速道路(株) いわき管理事務所	・福島県内の高速道路の状況	0246-36-0123	道路管理課

避難退域時検査場所候補地一覧

(令和5年8月時点)

番号	検査場所	住所
①	常磐道友部サービスエリア	茨城県笠間市長兎路 1059-6
2	笠間市岩間海洋センター	茨城県笠間市押辺 2259-1
3	常磐道美野里パーキングエリア	茨城県小美玉市羽鳥 2177-2-1
4	県農業総合センター	茨城県笠間市安居 3165-1
⑤	常磐道中郷サービスエリア	茨城県北茨城市中郷町日棚字山崎 1860-1
6	高萩市民球場	茨城県高萩市高萩 727
7	高萩市リサイクルセンター	茨城県高萩市赤浜 2100-15
8	サンスポーツランド高萩	茨城県高萩市下手綱 2037-2
⑨	北関東道笠間パーキングエリア	茨城県笠間市上加賀田 1916
10	県立笠間高等学校	茨城県笠間市笠間 1668
11	笠間芸術の森公園東駐車場	茨城県笠間市笠間 2345
12	笠間市総合公園	茨城県笠間市箱田 867-1
⑬	高萩市立高萩中学校	茨城県高萩市高浜町 1丁目 77
⑭	県立高萩清松高等学校	茨城県高萩市赤浜 1864
⑮	県立茨城東高等学校	茨城県東茨城郡茨城町小幡 2524
⑯	旧笠間市役所	茨城県笠間市石井 717
⑰	鹿島灘海浜公園	茨城県鉾田市大竹 390
18	鉾田市大洋運動場	茨城県鉾田市大蔵 217
19	大竹海岸駐車場	茨城県鉾田市大竹
⑳	大宮運動公園	茨城県常陸大宮市鷹巣 1860
㉑	大子合同庁舎	茨城県久慈郡大子町大子 1834-1
㉒	大子町中央公民館	茨城県久慈郡大子町池田 2669
㉓	常陸大宮市御前山支所	茨城県常陸大宮市野口 3195
㉔	道の駅みわ	茨城県常陸大宮市鷺子 272
25	物産センターかぎぐるま	茨城県常陸大宮市小舟 2810-1
㉖	常陸大宮市美和支所	茨城県常陸大宮市高部 5281-1
㉗	里美ふれあい館	茨城県常陸太田市大中町 3417-1
28	里美文化センター	茨城県常陸太田市折橋町 623
㉙	高萩ユーフールド	茨城県高萩市下君田 682
⑳	袋田の滝第二駐車場	茨城県久慈郡大子町袋田 628
㉑	城里町衛生センター・物産センター山桜	茨城県東茨城郡城里町大字小勝 2571
㉒	県立消防学校	茨城県東茨城郡茨城町長岡 4068
㉓	旧県立鉾田農業高等学校	茨城県鉾田市徳宿 2997-1
㉔	鉾田合同庁舎	茨城県鉾田市鉾田 1367-3
35	県立鉾田第一高等学校	茨城県鉾田市鉾田 1090-2
㉖	空のえき そ・ら・ら	茨城県小美玉市山野 1628-44
37	水郷県民の森	茨城県潮来市島須 3072-83

○…メイン検査場所 ○なし…サブ検査場所

放射線防護施設一覧

P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者のうち、自家用車やバスによる避難が難しい方、若しくは、避難の実施により健康リスクが高まる方は、安全に避難が実施できる福祉車両等の準備が整うまで屋内退避を行う必要がある。

このため、被ばくのリスクを下げながら安全に屋内退避ができるよう、国の基準に基づき、公共施設、入所系社会福祉施設、医療機関等について、放射線防護対策を施している。

放射線防護対策施設の主な機能

主な機能	内 容
陽圧化装置	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルターにより放射性物質等を除去し、清浄な空気を建物内に給気 ・送風機により建物内の気圧を高め、外部から建物内への放射性物質流入を防止
気密性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関出入口の二重扉化、壁、窓枠等の補強

放射線防護対策施設一覧（令和5年4月現在）

	対象者	施 設 名	所在地
公共施設	在宅の避難 行動要支援者	水木交流センター（収容人数 140 人）	水木町 2-23-20
		大沼交流センター（収容人数 150 人）	東金沢町 5-7-1
		南部支所（収容人数 80 人）	久慈町 7-1-1
民間施設	入所者	特別養護老人ホーム 回春荘病院	大みか町 6-17-1
		特別養護老人ホーム MAO	下土木内町 545-1
		特別養護老人ホーム 成華園	久慈町 4-19-21
		介護老人保健施設 日立南ヘルシーセンター	大みか町 6-17-1
		特別養護老人ホーム 金沢弁天園	東金沢町 4-16-10
	入院患者	大原神経科病院	大みか町 1-13-18
		久慈茅根病院	久慈町 4-16-10
		日立梅ヶ丘病院	大久保町 2300-1

原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定書

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、磐梯町、猪苗代町、三春町及び小野町（以下「甲」という。）と日立市（以下「乙」という。）は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における乙の市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 乙の市民の生命又は身体を原子力災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めた場合は、甲は、乙の市民を受け入れないことについて正当な理由があるときを除き、乙の市民を受け入れるものとする。

- 2 甲は、指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部を乙の避難所又は避難中継所（以下「避難所等」という。）として提供する。
- 3 避難所の開設等受入業務は、乙の要請を踏まえて甲が行うものとする。この場合において、甲は、できるだけ早期に乙に避難所等の運営を移管するものとする。
- 4 乙は、県外広域避難の実施に当たっては、茨城県及び福島県と連携し、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、乙は、あらかじめ、その旨を茨城県及び福島県に報告するものとする。

- 2 前項の受入要請は、原子力災害時における乙の市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

(受入期間)

第4条 甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が、茨城県、福島県及び甲と協議して決定する。

(スクリーニング等)

第5条 県外広域避難による汚染の拡大防止並びに甲及び乙の市民の安全・安心を確保するため、乙の市民に対するスクリーニング及び除染は、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所等の運営に必要な物資及び防災資機材等(以下「必要物資」という。)は、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙が甲に対し必要物資の一部を貸与又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項の費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用の一時繰替の支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定による県外広域避難が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制(様式2)を整え、変更があったときは、速やかに報告し、更新することとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書20通を作成し、各市町村及び各県記名押印の上、各1通を保有する。

平成 29 年 8 月 3 日

甲

福 島 市 長 小 林 香

会 津 若 松 市 長 室 井 照 平

郡 山 市 長 品 川 萬 里

い わ き 市 長 清 水 敏 男

須 賀 川 市 長 橋 本 克 也

喜 多 方 市 長 山 口 信 也

二 本 松 市 長 新 野 洋

田 村 市 長 本 田 仁 一

伊 達 市 長 仁 志 田 昇 司

本 宮 市 長 高 松 義 行

桑 折 町 長 高 橋 宣 博

国 見 町 長 太 田 久 雄

大 玉 村 長 押 山 利 一

磐 梯 町 長 五 十 嵐 源 市

猪 苗 代 町 長 前 後 公

三 春 町 長 鈴 木 義 孝

小 野 町 長 大 和 田 昭

乙

日 立 市 長 小 川 春 樹

立会人

福 島 県 危 機 管 理 部 長 小 野 和 彦

茨 城 県 生 活 環 境 部 長 近 藤 慶 一

様

日立市長

原子力災害時における日立市民の県外広域避難受入要請書

災害発生により下記のとおり要請します。

[災害発生日時]	年 月 日 午前・午後 時 分
[災害の状況]	
[要請する理由]	
[要請する内容]	
[備考]	
[送信者]	連絡担当課： 氏 名： 電 話： F A X： 携 帯 電 話：

様式 2 (第 9 条関係)

原子力災害時における連絡体制

【〇〇〇】

所属名	
所在地	
電話 1	
電話 2	
携帯電話 (非公開)	
衛星携帯電話 (非公開)	
F A X	
電子メール	
責任者	

休日・夜間緊急連絡先

連絡先 1	
電話 1	
連絡先 2	
電話 2	
特記事項等	

【日立市】

所属名	
所在地	
電話 1	
電話 2	
携帯電話 (非公開)	
衛星携帯電話 (非公開)	
F A X	
電子メール	
責任者	

休日・夜間緊急連絡先

連絡先 1	
電話 1	
連絡先 2	
電話 2	
特記事項等	

